令和５年第４回弥彦村議会（６月）定例会

議　事　日　程　（第２号）

令和５年６月１２日（月曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	安　達　宏　行	２番	石　川　　喬
３番	樋　浦　久　夫	４番	花　井　譲　温
５番	丸　山　　浩	６番	古　川　七　郎
７番	板　倉　恵　一	８番	柏　木　文　男
９番	小　熊　　正	１０番	本　多　隆　峰

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　長	本　間　芳　之	教育長	小野塚　正　史
総務部長	志　田　　馨	産業部長	髙　橋　信　弘
防災課長	小　林　健　仁	デジタル行政推進課長	宇　野　　誠
税務課長	浜　田　禎　介	住民課長兼福祉課長	坂　爪　明　博
健康推進課長	松　井　裕美子	農業振興課長	石　川　秀　雄
観光商工課主幹	丸　山　竜　一	建設企業課長	丸　山　栄　一
公営競技事務所長	柳　川　治　美	会計管理者	水　沢　正　一
こども教育課長	富　田　　憲	社会教育課長	小　出　将　浩

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊　藤　和　恵	書　記	春　日　史　子

◎開議の宣告

○議長（本多隆峰議員）　おはようございます。

ただいまから令和５年第４回弥彦村議会６月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（本多隆峰議員）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎一般質問

○議長（本多隆峰議員）　これより一般質問を行います。

通告に従って順次発言を許可いたします。

質問は、１回目は演壇で、２回目以降は発言席で行ってください。

なお、一般質問は、３回を超える発言を許可いたします。

また、質問時間は、一議員につき30分以内に制限し、持ち時間の残り５分前と２分前に予告ブザーを鳴らします。残り時間がゼロになりましたら終了ブザーを鳴らし、そこで質問を打切りとさせていただきます。

始める前に、傍聴人の皆さんにお願いがあります。本会議の傍聴については、傍聴席入り口に提示してあるとおり、傍聴マナーをお守りいただきますようお願いいたします。特に携帯電話が鳴る場面が多く見受けられますので、今一度ご確認願います。

◇　樋　浦　久　夫　議員

○議長（本多隆峰議員）　それでは、通告に従って、最初に樋浦久夫議員の質問を許します。

３番、樋浦久夫議員。

○３番（樋浦久夫議員）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、村主催の敬老会について、村長にお尋ねをいたします。

私は、昨年議員を拝命して初めて弥彦村敬老会にお招きをいただき、出席をさせていただきました。会場は弥彦競輪場内にございますセダーハウスで、地区ごとに数十名単位で何回かに分け開催されました。従事されました職員の皆さんには、数日間にわたり本当にご苦労のあったことと推察いたします。

私は、会の冒頭、主催者挨拶の中で気になったことがございます。それは、本日の折詰弁当は例年より４倍の値段で高価なものであり、きっと皆さんに喜んでいただけるものという内容でご

ざいました。私はその言葉がずっと気にかかっておりました。今までと違った趣向で、参加された多くのお年寄りの方には、あの会場は日頃なじみがなく、なかなか個々では入れない競輪場内の式典でございましたので、貴重な経験であり喜んでおられた方も多くいたと思います。また、全席椅子席もよかったのではないでしょうか。最近は高齢者ばかりでなく、多くの方が座布団で座るのはどうもと言われる方が多くいらっしゃいます。お年寄りの何よりの楽しみは、行ってみたことがないところ、日頃自分一人だけでは行く機会もないような施設へ行ってみることは、楽しみの一つでもあったと思います。

そこで、以下についてお聞きをいたします。

１つ目、昨年の参加者数についてお伺いをいたします。

２つ目、昨年の主な開催総経費についてお願いをいたします。

３つ目として、今年度の対象者人数について、男女別にお聞かせいただければと思います。

初日の日に今年の対象者は1,412人というふうに伺っております。以上を踏まえ、今年度の敬老会はどのような内容で開催する予定であるのか。昨年の反省点も踏まえ、現時点で何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思っていたのですが、先週、議会初日の村長答弁で既に一部内容をお聞きしておりますけれども、再度お願いを申し上げます。

次に、中学校指定かばんについて、教育長さんにお伺いをいたします。

ある生徒の母親から中学校指定かばんについてお話を伺う機会がございました。指定かばんは３年間しか使用されず、比較的高価だと伺っております。兄弟で続いて使用できる環境の家庭もあるかとは思いますが、大部分の家庭ではそうならないほうが多いのではないでしょうか。近隣の中学校では、学校長の英断で通学かばんが自由化され、生徒自身が個性に合ったものを選ぶことができ、高校まで使え、親御さんは大変喜んでいるとのお話をお聞きしました。教育委員会並びに学校側では、現在の通学用指定かばんについてどのように感じておられますでしょうか。また、学校側では、これまで生徒や保護者会等で、指定かばんについてどう思っているかを聞く機会があったのでございましょうか。お伺いをいたします。

次に、学校指定のかばん、体操着、運動靴、内履き等の販売業者、現在３社あるというふうに伺っております。販売業者によって買えるものと買えないものがあるやに聞いておりますが、その実態についてお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、樋浦議員のご質問にお答えいたします。

敬老会に関する質問は私より、学校指定かばんに関するご質問については教育長より答弁をさせていただきます。

１つ目の質問の敬老会についてですが、敬老会は75歳以上の高齢者が対象となっております。昨年度の対象者数は1,333人でありました。そのうち参加者数は３日間で314名、参加率は23.6%

ということであります。

主な経費につきましては、競輪場の会場の準備設営及び当日の運営業務委託費で約140万円、敬老会記念品としてオリジナルタオルの作成及び配送業務委託費約210万円、敬老会の参加者のお弁当代360個分で約90万円、参加者飲み物や会場でのおでん、ラーメンの振る舞い約50万円、その他バスの送迎代や消耗品等を含め、開催経費としてはおよそ500万円でございました。

今年度の対象者数は、５月末日時点での人数になりますが、昨年度より77人増え1,410人、男女別人数は男性553人、女性857人となります。

昨年度の敬老会では、参加者アンケートを実施し、敬老会についての感想や要望をお聞きすることができました。主なアンケート結果といたしましては、今後の敬老会について、テーブル席での開催を希望するが93.5％と大変高い率を示していることから、今年度もテーブル席での開催を検討しております。

また、敬老会対象者にお配りする記念品については、メロンが36％、弥彦村の特産品が31％、昨年実施いたしましたオリジナルタオルが30％と、意見が分かれる結果となりましたが、その中でも要望が高かったメロンを記念品として配付することを現在予定しており、本定例会の一般会計補正予算でメロンの準備に関する予算を計上させていただいております。

昨年度、全体の満足度についての結果は、大変満足、やや満足の回答が約90％であったことから、おおむね好評だったことがうかがえます。今年度の開催内容についても、弥彦村老人クラブ連合会の皆様と相談しながら、いつ、どこで、どのように行うか、高齢者の皆様が参加したくなるような敬老会を開催できるよう準備を進めてまいります。

なお、開催内容が決まりましたら改めて補正予算を計上したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

私からは以上であります。

○議長（本多隆峰議員）　教育長。

○教育長（小野塚正史）　２つ目の指定かばんについてお答えをいたします。

現在の通学用指定かばんの価格は7,330円であり、耐久性や機能性を考慮すると、教育委員会、学校とも価格的には適正なものであると考えております。

また、学校でこれまで生徒や保護者に指定かばんについてどう思っているかを聞く機会があったかという点でございますが、中学校では、今までＰＴＡの会合や生徒会などを含め、保護者や生徒からかばんについて声が上がることはほとんどなかったとのことです。

通学かばんや制服は、生徒の考えや保護者の意見等を踏まえ、最終的には学校が決めるべきものと捉えております。今後は、通学かばんに限らず、例えば制服、体操着など学校に関することについて、学校において生徒自身が意見を出し合い、議論するようなことがあることを期待しています。

次に、学校指定のかばん、体操着、運動靴、内履き等の販売についてです。

小学校は体操着と名札、中学校は体操着、内履き、校章バッジ、通学かばんを村内３商店が販

売をしております。ただし、通学かばんについては、その中の１商店で扱っていないことを承知しております。取扱商品の有無については問屋と個別の商店との関係になりますので、学校や教育委員会が関与する立場ではないと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　樋浦久夫議員。

○３番（樋浦久夫議員）　ありがとうございました。

まず最初に、敬老会についての再質問をさせていただきます。

私は、敬老会に参加できる方は大変幸せな方だと思います。どこも体の具合も悪くなく、健康で歩行にも困難もなく、元気なお年寄りだけが参加できる会だと思います。昨年の参加者を見る限り、僅かの方しか参加はしていないようでございます。私は、参加したくても参加できないお年寄りの方に、これまで社会のために尽くしてこられ、子育てもしてこられたご苦労に報い、村として何かしてあげられないか、そんな気持ちを持って開催する会が敬老会の開催意義の一つではないかと思います。昨年までの敬老会では、元気なお年寄りばかりが参加できる会であり、私は、参加したくても参加できないお年寄りを村としてどうしてあげられるのか、この考えが今の敬老会にあってもいいのではないかと感じておりました。

私は、敬老会にふさわしいお祝いとして、以前行っていた敬老会対象者に何か記念になる品を差し上げ、今までご苦労をしてこられた方々に少しでも報いるための方策を是非考えていただきたいと思い、今回一般質問として取り上げをさせていただきました。

議会の初日の村長答弁において、メロンの配付を復活するという提案がなされ、参加対象者の希望によるものとのご答弁でありました。先ほどのご答弁もそうでございました。また、それについて質疑では、村特産のブドウはどうかとの提案もありましたが、供給数や時期的に問題があり、なかなか難しいようでございます。メロンは、ミカン、バナナ、リンゴ等とは違い、お年寄りには比較的高級感を感じさせる品であると思います。一家団らんでメロンを切り分け、家族皆で分け合い食べる。これはおじいちゃん、おばあちゃんが長生きをしているお祝いで、村から頂いたものだよと子供たちに話してやり、お年寄りを尊ぶ気持ちを養い、おじいちゃん、おばあちゃんが元気で長生きしているから村からお祝いの品が届いたんだよと聞かせてやり、家族全員で楽しい時間を過ごしてもらう、こんな効果があった事業のように思います。

議会初日に、この事業を復活させるという誠に結構なお話でありましたが、提案の内容は、対象者1,412人に敬老会記念品としてメロンを配付するため、記念品代の需用費139万8,000円、記念品発送委託料155万4,000円で、合計295万2,000円の補正予算案でございました。また、敬老会に関するその他経費は、事業内容を検討して９月議会に再び予算計上するというものでありました。

私は、この事業案には一部賛成でございます。がしかし、数年前まで本村が実施してきた敬老会事業の本当の意味を村長に今一度お考えいただきたいのでございます。近年、本村職員には村外者も多く、村の隅々まで知らない方も多いのではないかと思います。また、村内出身者であっ

ても自分の地域以外は詳しく知らない方もいると思います。私は、職員の方から年１回はお年寄りの家を１軒１軒訪ねあて、一人一人にお祝いの言葉とお祝いの品をお届けする、このことが村民にとって村職員をより身近に感じ、同時に村中を隅々まで知っていただく、誠に結構な事業であったと私は思っております。

当村は小さな村ですので、実際に歩いて、これまで知らない弥彦村の新たな発見や集落の様子を見聞きしていただく、これこそ、この事業が単なる物を配る事業でなく、村民に実際にお会いして村民の方を肌で感じていただく、このことがこの先、弥彦村職員として将来にわたり大いにためになるすばらしい事業であったのだと思うのでございますが、村長のお考えをお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　樋浦議員のご質問にお答えいたします。

メロンの配付の件でございますけれども、まず第１点は、高齢者の見守りにつきましては、地域包括支援センターや民生委員・児童委員が中心になって現在行われております。

また、弥彦村ではお元気ですか訪問という形で、介護情報や健診の情報があまりない高齢者宅の全戸訪問も実施しております。この全戸訪問事業は、弥彦村のようにコンパクトな自治体だからこそできる高齢者福祉の強みであると考えております。

また、かつて役場職員が自らメロンを配付していたということでございますし、私もそのように承知しております。職員による配付につきましては、全く無意味なものということは思っておりません。しかし、職員の働き方改革、そして安全面を考慮し、なおかつ受け取る高齢者の立場としても、最近、弥彦あるいは県央地域においても、役場職員を名のる特殊詐欺情報も頻発していることから、持っていくほう、受け取るほうの安心・安全ということを考えたときに、いわゆる専門の業者から配達をしてもらうほうが安心感につながるということから、そういう判断をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　樋浦議員。

○３番（樋浦久夫議員）　ありがとうございました。

敬老会について、るるお伺いをして私の思うところを聞いていただきました。最近は核家族化が進んでおり、２世代あるいは３世代の世帯は大変珍しくなってきました。また、今、村長のお話にあったとおり、職員の夕暮れにおける世帯訪問は、交通事故あるいは不審者、それから今、村長からは詐欺の問題もございました。そういう問題もあり、危険とのお考えも分からない訳ではありませんが、私はそこで１つご提案がございます。

それは、本事業を職員研修の一環として実施することはいかがでしょうかというご提案でございます。複数の職員で地域ごとに明るいうちに対象者宅を訪問し、お祝いの品をお届けする。これであれば、村長ご心配しておられる、ただいまお話にあった問題も解決できるのではないでし

ょうか。これこそ、今までやってきた事業が単なる物を配る事業でなく、職員が村民に実際にお会いして、村民の方を肌で感じていただき、この先、弥彦村職員として将来にわたり大いにためになり得る事業であり、まさに職員研修として価値ある事業ではないかと、私はこのように思っております。この事業は弥彦村だからできる事業ではないでしょうか。

これまで社会のため、家族のために頑張ってこられた高齢者の方々が、これからも元気で過ごし、また来年の敬老会に参加するため、明日から健康でいるために何かを始めようという気を起こさせるような斬新な企画をもって、お年寄りの方々を役場職員全体でお祝いする、そんな敬老会行事を職員研修の場と捉え、是非とも今回の計画案につきましてご検討をいただきたいのでございますが、ただいまの件、いかがでございましょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　ただいまの樋浦議員のお話をお聞きいたしまして、ご返答申し上げます。

職員研修の一環としてというご意見もございました。今年度につきましては、まずは先ほど言った安心・安全、それから働き方改革、それからお互いに顔の見える状況、安心できる状況をつくり出すために、専門の業者にお願いすることといたしますけれども、役場職員につきましては、更に今後の業務においても、村民の方の顔が一人一人分かるような、そんな接し方もしていきたいというふうに考えております。貴重なご意見を拝聴いたしました。ありがとうございます。

○議長（本多隆峰議員）　樋浦議員。

○３番（樋浦久夫議員）　ありがとうございました。

再度の検討をいただきたいということでお願いをいたしましたが、村長の決意、固いようでございます。もし秋までに職員研修で何かできるようなことがございましたら、またお考えいただきたくお願いを申し上げまして、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、中学校指定かばんについて再質問をさせていただきます。

生徒は自分の気に入ったものなら長く大切に使うのではないかと思うんでございますが、いかがでございましょうか。ほとんどの生徒は、学校指定のかばんのほかに、自分のお気に入りのバッグを持って通学していると聞いております。自分の気に入ったものであれば、中学校、高校と６年間、あるいはその先まで使え、経済的にも負担の軽減となります。何より自分の気に入ったものなので大事に使い、これを持っての通学にも張りが出てきて、これは多少大げさな言い方ではございますけれども、楽しく学校に通う効果も期待できるのではないかと、こんなふうに思っております。

私は、生徒がそれぞれ自分の個性を発揮し、自分の気に入った色や形を選び、それを通学時に使用するのがよいのではないかと思います。子育てにはお金がかかります。かばんのほかに自転車が必要な生徒も多数おります。少しでも節約ができれば、これも立派な子育て支援と言えるのではないでしょうか。

また、学校指定用品で店によって買えるものと買えないものがある、こんなことが現実に存在するのか。指定用品でなければ私は話が分かります。教育委員会、学校側では、この問題を何か

対策を取られたのでしょうかというふうにお聞きをしようと思ったんですけれども、そういう問題は一切出ていないというふうに先ほど教育長さんがお答えになりました。

他県では、子育て支援の一環として、これは小学校の例でございますが、新入学時にランドセルの機能を備えた通学用リュックを無償配布しているというふうな自治体もあるとお聞きしております。新入学用品の中でも特にランドセルは、保護者にとっても経済的負担が大きいものの一つでございます。そのことを考えれば、当村中学校の通学用かばんは安価であるという考え方もありますが、小学校６年間と違い、中学校は僅か３年間であり、保護者の経済的負担からも、中学校から高校まで使え、自分の気に入ったものを使うことができればよいのではないかと思います。

また、学校指定用品を３社全てで一度にそろえられない件でありますが、確かに先ほど教育長さんおっしゃられた販売店側の都合でそろえられないのですから、学校側としては何も言えない、関知するべきではないという、そういう多分お考えなのだろうと思いますが、私は、指定用品であればこそ店側と話し合うべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。お願いいたします。

○議長（本多隆峰議員）　教育長。

○教育長（小野塚正史）　ご質問にお答えをしたいと思います。

まず、指定かばんについてでございますが、繰り返しになりますが、機能性と利便性ということについては何年も使っている、少しモデルチェンジをしたところもありますけれども、その点について、保護者、そして生徒のほうから、こうしてほしいという声は今のところあまり聞こえてこないというところでございます。

一方で、個性を大事にする、そして子供たちの意見を大事にするというのは、全くそのとおりであると思います。先ほども答弁させていただきましたが、制服、体操着、通学かばん等について、是非、子供たちが自分自身の学校生活を考え、そして、それに基づいてこうしてもらいたい、こうしてほしいということについて生徒会等で議題として取り上げ、そして議論が巻き起こるということを、こちらとしても期待をしているところでございます。

２つ目の３つの商店の取扱いということにつきまして、学校はそれぞれの指定物品の卸業者と交渉をするという立場にございます。その卸業者が３商店のどこに卸すかということについては、学校としてなかなか関知できるものではないというところであります。確かに保護者の方から、１つの商店で全てそろえることができたらよいのにという意見は、手紙、そして言葉等で学校に届いていることは事実でございます。学校としても、１つの商店で全てがそろうということを期待しているところではございますが、３つの商店の取扱商品については、学校が３社にお願いをする立場ではございますけれども、最終的には３つの商店が取扱商品について話し合うということによって解決をしていただければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　樋浦議員。

○３番（樋浦久夫議員）　ご答弁、誠にありがとうございました。

これからも、生徒会あるいは保護者会があったときなど、今のような問題を学校側から是非お話しくださって、今、保護者さん、生徒さんがどう思っておられるのかを聞く機会をこれからもお持ちになっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、議長にここでお願いなんでございますが、もう少し時間がございますので、通告にはなかったんでございますけれども、私がこの質問をするということで、新聞報道が広告に入ったんですね。それから、ある保護者の方からこれも聞いてほしいというお話がございましたので、もし議長のお許しがあれば、今、教育長さんにお伺いをいたしたいのでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　学校用品に関連してですか。

○３番（樋浦久夫議員）　そうです。言うなれば関連質問ということになります。

○議長（本多隆峰議員）　結構です。質問どうぞ。

○３番（樋浦久夫議員）　それでは引き続いて、議長のお許しをいただきましたので、教育長さんにご質問させていただきます。

通学用のヘルメットの件でございます。現在の通学用ヘルメットは、何十年もの間、形、デザイン等も変わっておらず、安全性に問題はないのでしょうかという、こういう保護者がおりましたので、もしここでお答えできるんであればお願いしたいところでございます。後日でも結構です、これは。

また、夏場における異常な暑さの蒸れ対策が施されていないというふうなことで、通学に難儀している生徒さんがいらっしゃるということでございます。今年の春から公道における自転車ヘルメットの着用努力義務化で、現在、様々な種類のものが出回っております。その中には、暑さ対策が施され、使い勝手のいい斬新なデザインのものにできないかというご意見がありました。是非ご検討をいただきたいと思います。ご答弁、もし今いただけなければ後でお願いいたしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。お願いします。

○議長（本多隆峰議員）　教育長。

○教育長（小野塚正史）　ご質問いただきありがとうございます。

自転車用のヘルメットにつきましては、確かに旧来から変わっていないというところでございます。通学用のヘルメットは、特にヘルメットで安全性が高いということでマークがついているＳＧマークというのがございます。万が一事故があったときに補償されるというものになります。補償金が下りるというものになります。そのヘルメットであれば、基本的には通学用として適切なものであるというふうに考えております。

確かに、小学校の頃からヘルメットを購入してかぶっているという子供たちが増えていることは事実であります。したがって、その小学校のヘルメットを継続して使用許可するものかどうか、併せて今のヘルメットのタイプで風が通るような開閉式のものもございます。その辺も含めて、教育委員会としても学校側と相談をしながら、来年度購入につきましては、補助金が出ているも

のもありますので、検討していきたいというふうに考えております。ご質問ありがとうございました。

○議長（本多隆峰議員）　樋浦議員。

○３番（樋浦久夫議員）　今、教育長さんから大変前向きなご答弁をいただき、ありがとうございます。

それから、今のヘルメットの補助金なんでございますが、これはこども教育課長さんにお聞きしたほうがよろしいでしょうか。何かあるんでございましょうか。すみません、私、知り得なくて。もし分かったら聞かせください。

○議長（本多隆峰議員）　こども教育課長。

○こども教育課長（富田　憲）　ただいまのご質問にお答えいたします。

通学用のヘルメットにつきましては、価格が3,800円でございます。そのうち村が1,900円、安全協会のほうから950円を負担して、残りの950円を保護者負担としていただいております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　樋浦議員。

○３番（樋浦久夫議員）　ありがとうございました。

それでは、この問題の最後の質問をさせていただきたいと思います。

村長にお願いをいたします。村長は、今年の１月に村民に35の約束を公約として掲げ、日本一子供を産み育てやすい村の実現に向けて、時間がかかってもしっかりと着実に歩みを進めたいとして、職員に訓示をされたとお聞きをいたしました。

ただいま私、教育長さんに指定かばんの自由化、それから自転車ヘルメットの件、また、生徒が学校指定用品をどの指定店でも購入できるよう、教育委員会や学校側はもちろんですが、村が中に入って便宜を図ってやることも立派な子育て支援策ではないかと思うんでございますが、村長、いかがでございましょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　お答えいたします。

私、35の約束を、一個一個丁寧に実績を出していくということで現在動いております。その中の非常に重要な課題はまさに子育て支援だというふうに思っております。ご承知のように、４月１日付で、兼務ではありますけれども、こども未来室を創設いたしまして、日常的に各課と情報共有しながら、今まさにいろんな子育て支援に対して、オールジャンルで議論を深めているところであります。

その成果については、もう少しお時間は頂戴いたしますけれども、全ての子育て、ゼロ歳児から18歳児までをどういうふうに、私どもそのご家庭も含めて、そしてそこを支えている保護者の皆様に対しても、どういった支援が可能なのかということは、しっかりと結果を出していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本多隆峰議員）　樋浦議員。

○３番（樋浦久夫議員）　ありがとうございました。

どうか、これからの弥彦村を背負う立場の中学生、生徒たちのために、村として前向きなお考えをこれからも示していただき、私、幾つかご質問を申し上げましたけれども、１つでも何とかしてやってほしいというお願いを申し上げ、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（本多隆峰議員）　これで、樋浦久夫議員の質問を終わります。

◇　丸　山　　浩　議員

○議長（本多隆峰議員）　次に、丸山浩議員の質問を許します。

５番、丸山浩議員。

○５番（丸山　浩議員）　おはようございます。

それでは、城山森林公園の整備・管理について質問をさせていただきます。

城山森林公園は彌彦神社の程近く、詩情豊かな自然と香り高い文化が同居している森林公園であります。弥彦総合文化会館、弥彦の丘美術館を中心に、約17.2haの森林にいろいろな種類の樹木が植えられており、四季折々に楽しい自然観察をすることができる公園でございます。野鳥の森ではバードウオッチング、史跡の森には桔梗城址や空堀、館跡が残っており、樹齢数百年の樹木が往時を忍ばせております。また、陽だまり広場にはキャンプ場もあり、林間広場、おにぎり広場、憩いの広場は標高94mと小高く、市街地が一望できるものでございます。四季の谷では上流に石張りの水路や貯水池があり、四季を美しく演出しております。遊歩道が3.7kmあり、手軽な散策コースとして整備されておりました。平成７年、新潟県森林浴の森100選に選ばれ、平成20年度、新潟県健康ウォーキングロードに登録されました。

このようにすばらしい観光資源の城山森林公園でありますが、数年前からキャンプ場として利用ができなくなり、また、トイレも閉鎖され、炊事場も水栓が閉じられ使用不可となっており、公園自体の進入も禁止されているような状況でございます。

今後、城山公園をどのように整備・管理をするか、また、公園全体を村の観光資源としてどのような位置づけとして考えているか、村長に伺います。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、丸山議員のご質問にお答えいたします。

城山森林公園につきましては、議員のおっしゃるとおり、平成７年に新潟県森林浴の森100選に選ばれ、平成20年には新潟県健康ウォーキングロードに登録をされ、村の観光資源の一つであると認識いたしております。

しかし、城山森林公園は令和３年４月から、倒木等により危険なため立入禁止としており、現在も継続しております。キャンプ場についても、令和２年３月から老朽化により使用を停止して

おります。

城山森林公園全体の整備につきましては、弥彦総合文化会館の改修も含め、中長期的に整備を進めていきたいと考えておりますし、ハコもの管理・新設検討委員会における議論の一つの重要なテーマになるものと認識をしております。

また、整備に着手する段階においては、彌彦神社とも十分協議をした上で、補助金などの活用も視野に入れてやっていきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　丸山議員。

○５番（丸山　浩議員）　城山森林公園の整備と総合文化会館のこれからの在り方ということで一体的に考えて、今後どうするか検討をするという答弁でございました。

先週だったでしょうか、新聞報道で、文化会館の今後の在り方に関して署名が集められたと。それが村長に提出をされたというふうに報道がございました。その件に関して、どのようなものであったか答えられる範囲でご答弁をお願いできればと思います。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　丸山議員にお答えいたします。

先般、村民の方から嘆願書を頂戴いたしました。内容につきましては、現在ある文化会館の場所を見直してもらいたいということでございました。確かにご意見としてお預かりをいたした訳でございますけれども、繰り返し申し上げますけれども、あそこの一体的な整備においては、ハコもの管理・新設検討委員会を通じて議論を深めてまいりたいというふうに思います。その上で、城山森林公園全体の整備についても同時に考えていくということでございます。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　丸山議員。

○５番（丸山　浩議員）　先ほどご答弁いただいたとおり、城山森林公園、立入りも禁止されており、実際、公園内は相当荒廃が進んでおると思いますし、年々、手つかずのままでございますと相当傷みが激しくなってくるのではと思います。

弥彦総合文化会館の今後の在り方は、予算等非常に結論が出るのに時間がかかるのではないかというふうに思います。城山森林公園の整備は文化会館の整備と一体ということでございますが、別に考えて、公園の整備もたしか県の補助金を頂いて数年前に整備をしたと思いますので、荒廃のままではうまくないかと思いますので、少しずつ手を加えていただけたらというふうに思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を使いまして、新しい旅行スタイルの実現のために、宿泊、飲食、運送等のトータルな環境整備や新しいビジネス展開の促進ということで、キャンピングカーやＲＶ車にて滞在をする観光のお客様に対応する環境の整備をするということで、簡易炊事所やトイレが完備されたＲＶパークというものが、交付金を使って数年前整備をされました。城山森林公園のキャンプ場としての機能と同じようなものかと考えておりま

すが、完備されたＲＶパークの最近の利用状況等、お分かりでしたら教えていただけたらと思います。

○議長（本多隆峰議員）　観光商工課主幹。

○観光商工課主幹（丸山竜一）　今ほどの丸山議員さんのご質問にお答えします。

ＲＶパークにつきましては、村のほうで整備しまして、管理のほうは隣接するさくらの湯のほうで行っております。申込み等もそちらで受けていただいているところです。

利用状況のほうなんですが、すみません、今ちょっと手元に数字がないんですが、頂いておる資料、さくらの湯のほうから状況のほうをいただいておりまして、利用については、平日については毎日ということではないそうですが、金曜日、土曜日等になると結構利用があるということで、そのように聞いております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　丸山議員。

○５番（丸山　浩議員）　このＲＶパークの整備ですが、近隣の町村に先駆けて弥彦村で整備をされた事業であると思っております。今年でしょうか、すぐ近くの道の駅でも同様な設備が整備され、今、供用が始まったと聞いております。また、そこは道の駅として様々な施設があり、それにプラスしてＲＶパークを造ったという状況になっておるかと思います。当村の場合でも、すぐ近くに日帰り温泉施設があり、それと複合的に使えるということで、あの場所に整備をしたと思いますが、キャンプという意味では、やはりあの場所ではなく、森林公園の中でキャンプをしたいという方もいらっしゃるとは思いますので、複合的なそういった面も含めて、森林公園の整備を考えていただけたらなというふうに思っております。

また、城山森林公園の近くで生まれ育ちましたので、幼少の頃から遊んでいた公園が傷んできたりですとか荒廃しているのを見ると、非常に悲しい気持ちになってしまいます。手軽なウオーキングのコースとして、村民や村内外の方から非常に親しまれておった公園でございますので、文化会館の整備もこれからいろんな検討委員会等で話し合われていくとは思いますが、森林公園に関しては早急に整備の方針を出していただけたらというふうに思いますが、村長、いかがお考えでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　丸山議員にお答えいたします。

もちろん、先ほど一体的な整備ということでお話は申し上げましたけれども、一遍に全てが用意ドンでスタートできる訳ではございませんので、財政的な問題も含めまして、しっかりと優先順位をつけて整備を進めてまいりたいというふうに思います。それにつきましても、検討委員会等々で意見を拝聴しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　丸山議員。

○５番（丸山　浩議員）　今の質問ですが、実は令和２年にほぼ同じ質問を一般質問でさせていた

だきました。その当時は、弥彦公園の整備を最優先して、城山公園については、２つのことを同時に進めることができないということで、弥彦公園の整備が一段落したら城山公園をどうするかということを考えると。現状では、お金を生まない公園に関しては金をかけるつもりはないという答弁でございました。

城山公園は、キャンプをする方にとって非常に魅力のある公園だと思いますし、人が来ればそれなりの経済効果も生まれると思います。弥彦公園内や駅周辺の整備も非常に大切だとは思いますし、これからも少しずつ手を加えていって、観光のお客様の満足度を毎年少しずつ上げていくのも非常に大切かとは思います。文化会館の裏の城山森林公園も、村民の健康づくりやキャンプをしたいという方の希望に添えるような整備を、これからまた進めていただけたらというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　産業部長。

○産業部長（髙橋信弘）　ただいまの丸山議員さんの質問のほうから、ちょっと１点、確認と補足をさせていただきたいんですが、まずＲＶパークに関してなんですけれども、国上の道の駅のほうで最近ＲＶパークの整備をされたことに関しましては、村民の方は皆さんご存じだと思います。ただ、今ちょっと資料が手元にないので、確かなことは自信を持ってお答えすることはできないんですが、ＲＶパークの条件といたしまして、たしか入浴施設が近くにないと建てることができなくなっておりますので、そのためにさくらの湯のところに、あそこに設置したというふうな経緯があります。議員おっしゃいましたキャンプ場につきましては、すぐ近くに入浴施設がないというふうなことで、その辺に関しましては、村長ご答弁のとおりに中長期的に順位を確認した上で整備していきたいと。

もう一点ですけれども、議員のおっしゃった令和２年のときの答弁の中で、キャンプ場と、あとウオーキングロードの利用に関しまして、これは議員からの質疑だったかどうか、ちょっと記憶は定かでないんですけれども、文化会館の使用がされていた頃とされなくなってからの比較の利用者の人数を調べ上げて申し上げたことがございます。令和２年のときの答弁に関しましては、文化会館の改修については全く話には出ておりませんでしたので、今回、改修の工事がされるというふうな話を踏まえますと、それに関連して利用者もまた伸びてくると思いますので、それに関しましては、また順序がどうなるか分かりませんですけれども、整備に関しましては考えていきたいというふうなことになると思います。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　ただいまの答弁でよろしいですか。質問ありますか。

丸山議員。

○５番（丸山　浩議員）　ウオーキングロードの整備で、当時はデータを細かく答弁していただいた記憶がございます。当初と今では、現状、文化会館の使い方の状況が変わっておりますので、一概には言えないとは思うんですが、今年度、総合文化会館をサテライトオフィス、補助金を使

って一部改修をするという計画がなされております。そうしますと、隣接する公園の整備も全くしないという訳にはいかなくなってくるのではというふうに思います。ですので、またそれも含めて公園整備のほう、ご検討していただけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　これで丸山浩議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

（午前１１時０３分）

○議長（本多隆峰議員）　再開いたします。

一般質問を再開いたします。

（午前１１時２０分）

◇　板　倉　恵　一　議員

○議長（本多隆峰議員）　それでは、板倉恵一議員の質問を許します。

７番、板倉恵一議員。

○７番（板倉恵一議員）　それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、子供関連政策を総合的に担うこども家庭庁が４月１日に発足いたしました。児童手当の拡充や保育サービスの充実など、各種施策を体系的に取りまとめる司令塔の役割を担うと言い、深刻化する児童虐待や貧困といった課題にも幅広く対応し、行政の縦割り解消を目指すと言っております。

あわせて、子供の権利保障などを掲げる議員立法のこども基本法も施行されます。目的の第１条には、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指すと言っております。

これまで、子供に関する諸般の施策の充実に取り組んできておりますが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておりません。常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組や施策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務であります。

しかし、子供に対して周りが守ることが難しいのも事実であります。子供は保育園、小学校、中学、高校と学んでいます。我々大人の目と違った角度と視点で村の中を見て勉強してもらいたい。それによって本人も、また村もよくなるきっかけをつくってほしいと思い、子ども議会を提案しますが、全国的に見ると、子ども議会の開催は1980年代から見られ、1994年に政府が児童の権利に関する条約を批准し、第12条の意見表明実現の機会を提供するため、全国の地方議会で子ども議会が開催されるようになり、2010年、町村議会では122の議会で開催されております。そ

のような中において、弥彦村に子ども議会を提案いたします。

２つ目の質問です。先日、サン・ビレッジの体育館に行ってきました。皆さん元気に運動を行っておりましたが、利用者の方が受付で個別に運動を行う部屋はないのかと聞いておりましたので、トレーニング室をのぞくと防災関係の道具類が多く入っており、運動はできない状態でした。サン・ビレッジだけに道具類が入っているのかと思い、弥彦の体育館、社会福祉協議会も確認させていただきましたが、本来の道具類が出し入れできない状態でした。それぞれ公営競技事務所、防災課、社会教育課、福祉課が担当になっているようですが、弥彦村役場として一本化できないものなのでしょうか。

最近は、日本列島全体で大きな地震、台風による大雨が発生しており、そのための防災道具、食料であります。管理運営はどのようにされているのでしょうか。

以上、２点についてお聞きをします。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

教育長。

○教育長（小野塚正史）　板倉議員の１つ目の質問、子ども議会の開催についてをお答えいたします。

子供の意見聴取の方法については、令和４年８月３日から内閣官房において、こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会が開催されており、子供の意見聴取とその反映及び子供や若者の参画に関し調査研究が行われています。その調査結果では、子ども・若者の意見反映の意義として次のように整理されております。

１つは、子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになるということ。もう一つは、子ども・若者にとって、自らの意見が十分に聞かれ、自分たちの声によって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては民主主義の担い手の育成に資するということであります。

この報告からも、板倉議員が言われますように、子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組や施策を真ん中に捉えるためには、子供からの意見聴取がいかに重要かということが分かります。

そこで、教育委員会としましても、若者の声、願い、思いを引き出し、村政や教育に反映させるための仕組みを検討しているところであります。この取組のコンセプトは、若者や子育て世代、また、声を出すことができない人の声、願い、思いを聞き、心で受け止め、みんなの幸福感を高めることであります。

まず、短期的な計画として、10名程度の若者で構成される弥彦ユースプランナーを立ち上げ、意見聴取や企画立案、各種行事への参画などを通し、村に関心を持ってもらうことを目的に活動していく予定であります。この活動を、将来的に議員が提案される子ども議会につないでいく方

向で検討したいと考えております。

実際の子ども議会の計画・運営につきましては、今後、議会事務局や総務部と協議しながら進めてまいります。

以上、１つ目のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　それでは、板倉議員２つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

防災用品の管理はどのようにについてでございますが、板倉議員ご指摘のとおり、サン・ビレッジ弥彦のトレーニングルームには移動式エアコンが４台置いてあり、トレーニングルームとして運動を行うにはスペースに余裕がない状況であります。

現在、サン・ビレッジ弥彦及び弥彦体育館は災害時の指定避難所となっております。避難者が避難所において快適に過ごすことができる環境を整備するため、令和２年度に移動式エアコンを購入し、サン・ビレッジ弥彦に４台、弥彦体育館に４台設置しております。移動式エアコンは１台当たり、高さ１m52cm、幅１m20cm、奥行き74cm、重量195kgと大変大きく、そのほかに附属する排気ファン用のダクトも大きくスペースを取っている状況であります。

また、弥彦体育館につきましては、防災機能付体育館として館内に災害用備蓄倉庫があり、中には避難者用の緊急畳、毛布、簡易間仕切り、テント、ベッド、飲料水、食料等が収納棚に備蓄されており、通路には移動式エアコン４台が置かれていることから、倉庫内の通路を塞いでいる状況となっております。

各避難所の防災用備蓄品の保管は、屋外に設置している防災用備蓄倉庫にて管理しておりますが、倉庫の中は２か所とも防災用品や飲食料等の備蓄品で満杯になっており、ご指摘のとおり奥のものを取り出せない状況ですので、すぐに対応できるよう備蓄倉庫の増設を考えてまいりたいと思います。

また、移動式エアコンにつきましては、先ほど申し上げたとおり、１台につき195kgという大変重い重量があり、簡単には屋外に出し入れができない設備であるため、サン・ビレッジ弥彦のトレーニングルームが比較的利用が少なかったことから保管をさせていただきましたが、今後はいざというときにすぐ利用できるよう、館内で支障とならないスペースに移動するなど、社会教育課と相談してまいりたいと考えております。

なお、管理の一本化についてでありますが、両施設の管理や体育用備品の管理については社会教育課で、両施設の防災用品の管理については防災課が行っており、今後も同様にそれぞれの担当課でしっかりと連携し、管理、共有を行ってまいりたいと考えております。

また、防災用具や食料品の管理運営についてですが、避難所ごとに備蓄品名、数量、保存期限を記した防災備蓄用品管理表を整備しており、国の推奨しております３日間の飲食料が保存できるよう、随時保管等の管理を行っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　今ほどの１番目の質問であります。

前向きに捉えていただけるということで私は捉えましたが、その中で弥彦ユースプランナーというのが出てきましたが、これについてもう少し詳しく聞かせていただけますか。

○議長（本多隆峰議員）　教育長。

○教育長（小野塚正史）　お答えをいたします。

今度の６月25日の広報やひこに掲載予定でございますが、弥彦ユースプランナー、社会教育委員の会からの募集ということで出す予定でございます。目的としては、若者の声、願い、思い、アイデアを村政や教育に生かす、次代を担うリーダー養成と参画者拡大を目指す、地域貢献活動に協力してもらう、若者の考えを村民に伝えるとともに、プランナー以外の若者にも村の取組に関心を持ってもらうということで、小学校５年生から二十歳前後の有志10名程度を募集したいと考えております。今のところの募集期間は６月26日から７月12日、この間に応募を募るという形になります。

活動としては、第１回目が任命式、第２回目、10月頃を想定しておりますが、第１回の協議会、そして第３回目が11月25日土曜日に、地域づくり交流会というのを毎年やっておりますが、そこに参加をしていただきたい。その際に、自分の村や教育に関する意見を持ち、それが表明できるような形で参加できるような運びにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　ユースプランナーについては大体分かりました。

これらを通して子ども議会につなげていきたいという話なんですが、そうしますと子ども議会は、今年はもう小学校、中学校も年間教育、年間の計画は決まっていると思いますので、その間をどのような形でこの子ども議会に続けていかれるのか、その辺ありましたら。

○議長（本多隆峰議員）　教育長。

○教育長（小野塚正史）　お答えをいたします。

まず、子供たちに意見を述べよと言っても、なかなか問題意識を持つということ自身が、子供自身も忙しいというところもありまして難しいところがございます。したがって、今年度、弥彦ユースプランナーにおいて、問題意識を持つ、そしてそれを表明するというふうなことを行った上で、その子供たちの中から、できれば来年度、子ども議会の議員に立候補する子供たちが出てきてもらうことを期待しております。

もちろんユースプランナーに応募して、そして参加しない子供たちも同様に、来年度募集をかけるつもりでございます。そのような形で来年度、主管はどちらになるか、今年度中にまた検討したいと考えておりますが、子ども議会がより充実したものになるよう進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　大体もう道筋といいますか、それは分かってきましたが、我々も今この議会でいろいろな質問をしております。そういう中では、いきなり子供さんに、ユースプランナーの中の研究があったにしても、議会はどのようにやっていくのかという部分については、やはりある程度の指導が必要かというふうに思われますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　教育長。

○教育長（小野塚正史）　お答えをいたします。

その動きについては、今年度、まずは教育委員会部局、そして議会事務局、そして総務部等と検討して、どのような形で運んだらよいかということを検討いたします。そして来年度、議員が決まった段階で、進め方についてもちろんレクチャーは必要だと思いますので、それを行った上で、長期休業中を子ども議会に充てたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　三条市と、それから佐渡市の高校の議会の内容が今私のところにあるんですが、なかなか子供たちの質問は、我々大人の目から見るのと違って、物すごく鋭いところを突いているような質問も多々あります。そういう中についても、我々議員もそうなんですが、やはり気づかされるという部分も多くありますので、是非ともそれを来年度できるように進めていっていただきたいというふうに思っております。

子ども議会については、以上で終わりたいというふうに思います。

続いて、サン・ビレッジの関係といいますか、防災関係のいろいろな品物が入っているという部分であります。

そういう部分では、私が見たときに一番初めに感じたのが、いろいろな課が混ざり合っていろいろなところに置いてあるという部分については、その辺を集中して管理はできないものかというふうに思うんですが、初めにその辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　先ほどの答弁にも言わせていただきましたけれども、現在、管理の一本化についてでございますけれども、両施設の管理、それから体育用備品の管理については社会教育課、そして両施設の防災用品の管理については防災課で行っておりますので、それぞれ担当部局がしっかりと連携し、管理、共有を行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　私が思うに、それぞれの課が管理しているというような話なんですが、そういう中では、きちんとされた整理簿というようなものがあるのかどうか、その辺についてもちょっとお聞きをしたいんですが。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　先ほど申し上げましたけれども、まず防災に関しましては、避難所ごとに備蓄品名、そして数量、保存期限を記した防災備蓄用品管理表を整備しておりまして、国の推奨している３日分の飲食料が保存できるように、随時保管をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　やはり防災道具ということになると、先ほども質問の中でも話ししたんですが、今、日本列島は物すごく、いろいろな地震にしろ災害が今あります。そういう中では、いざ災害のときに、何がどこに入っているのかすぐ把握して動かなければならないというような状況であります。そういう中で、ここはどこどこの課、ここはどこどこの課というような内容もいいですが、それが統括してできるという部分に持っていかないと、いざ災害のときには動けないんじゃないのかというふうに思われますが、その辺いかがですか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　施設の管理と防災用品の管理については、それぞれ先ほど申し上げたように担当部局がおりまして、そこで調整を図っているものというふうに思っております。その２つの部局がそれぞれ情報を共有しながら、また整理をし直すということも先ほど申し上げたとおりでございますので、そこはしっかりと情報共有を行っていくということに変わりはございません。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　それらの体育館にしろサン・ビレッジにしろ、今、ぱつぱつのような状況であります。そういう中では、例えば小屋を造るというか、そういうようなものも集めて、そういう中に入れることはできないものなんでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　先ほどもご答弁させていただきましたけれども、多くのものを取り出せないという状況もありますので、備蓄倉庫の増設を行っていくということは、先ほどお伝えしたとおりでございますので、以上です。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　私の知っているところでは、山の中に倉庫があって、その中に防災道具をしまっているという話も聞いております。そこまで行く間の道も整備されていないというような話まで聞いております。そういう中についてはいかがなものでしょうか。そこも草も刈っていない、ぼうぼうの中で、果たしていざ災害のときには動けるのかという部分について、ある方からも話が入っておりますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（本多隆峰議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　ただいま議員がおっしゃられたところにつきまして、山崎の防災倉庫かと思われるんですけれども、そちらのほうに入っていくところの草が生えているということですけれども、こちらのほうも毎年草刈りをやっておりまして、今年についても草刈りはして、中の

ほうに入れるような状態と今現在なっております。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　防災関係の道具が増えるのも一面やむを得ないのかなというふうに思います。その辺についてもこれから整理整頓されていくということですので、そのようにお願いしたいというふうに思いますが、機械類、それから食べ物も、やはりメンテナンス、それから機械類については、電池が切れた、油切れ、そういう部分の管理もきちんとされていると思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　機械につきまして、例えば防災用の備蓄用のバッテリーですとか、そういったところは、しっかりバッテリーが機能するのかどうかというのも見て、今現在、幾つかちょっと修繕しなければいけないものを、今、業者のほうに見てもらっているところでございますし、あと食べ物につきましても、先ほど村長が申し上げましたとおり備蓄の管理表がございまして、そちらのほうの消費期限を見て、期限切れになりそうなものについては、こちらのほうに持ってきて、また新しいものに取り替えるというようなことで管理をしております。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　では、今現在では賞味期限が切れたものはないというふうなことで捉えてよろしいですか。

○議長（本多隆峰議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　防災の備蓄倉庫のほうには飲料水がございます。飲料水のほうも当然、消費期限切れのものが出てくるんですが、現在、消費期限切れのものについては、手洗い等のときに使えるようなもので期限を明記して、そちらのほうに保管しております。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　飲み水、私が見に行ったときに、2021年の賞味期限切れの飲料水がありました。それらもきちんとメンテナンスされていれば、そういうのは起きないなというふうに思います。切れてしまったものについては仕方がないですが、できれば賞味期限が切れる前に何らかの措置が必要ではないのかなというふうに思います。これからどういうような状況になるか分かりませんが、常日頃のメンテナンスはきちんとしていっていただきたいというふうに、お願いですが、その辺はよろしいでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　防災課長。

○防災課長（小林健仁）　おっしゃられるとおり、災害が今いつ起きるか分からないという状況でありますし、またしっかりと管理表を基に、そういった期限切れがないような管理をしてまいりたいと、しっかりと備蓄をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（本多隆峰議員）　これで、板倉恵一議員の質問を終わります。

◇　石　川　　喬　議員

○議長（本多隆峰議員）　次に、石川喬議員の質問を許します。

２番、石川喬議員。

○２番（石川　喬議員）　それでは、通告に従いまして２点ほどご質問申し上げますので、よろしくお願いいたします。

１つ目は、稲作経営支援対策についてでございます。

ご案内のとおり、日本の食糧をはじめ、多面的な機能から地域を支えています稲作事業が数年前から経営苦境になり、後継者が希望を持てなく稲作経営を廃業する方々が非常に多くなってきております。当村も例外では全くございません。弥彦村も廃業する方々は年々増えておる訳でございます。この原因に関しては、ご案内のとおり、米消費量低下に米価格の低下と肥料輸入価格の高騰等で、年々生産費の著しい高騰が主な原因になっております。

ここに加えて、販売価格に再生産可能な適正販売価格の設定に国民的な消費者の理解が進まないことも大きな要因になっておる訳でございますが、これらの事案を放置しておきますと、稲作放置が進み、地域の弊害にもなってきます。このような事態に対して、国・県は肥料価格高騰対策などを行っているところでございますが、当弥彦村もこれに連動加算して稲作経営支援対策を実施されますことを要望申し上げる訳でございます。

本間村政公約35の約束につきまして、地域農業の振興も掲げておられるところでございますので、この観点からしても是非とも速やかに実施していただきたいと思っておる訳でございます。本年度の予算が変えられないとなれば、次年度予算にも是非検討を加えていただきたいということでございます。

２つ目は、人口減少対策についてでございますけれども、この減少問題は３月議会の一般質問にも取り上げられておりますが、当弥彦村の人口はご存じのとおり、平成22年8,853人をピークにして、今現在7,600人台に減少している訳でございます。ご案内のとおり、子供たちがいなくなり、物が売れなく地域経済が疲弊して負のスパイラルが始まっていく訳でございます。

対策として、保育料、給食費、子ども医療費の無料化に精鋭取り組んでおられるところには敬意を表する訳でございますが、３月議会の一般質問への答弁に、村長は、あらゆる対策を講じ、更に深掘りをするとあります。よって深堀りしていただけるならば、県内のある町が実施しております出産準備金30万円、あるいはまた出産お祝い金20万円、トータル50万円を出しております。また、宅地取得には100万円などの支給を出している訳でございますが、是非弥彦村も検討していただきたいという訳でございます。

ご案内のとおり、出生率2.95で有名になって、岸田総理も視察に行った岡山県の奈義町ですか、これはもう既に20年前に取り組んでいる訳でございますので、是非当弥彦村も検討を加えていただきたいということを要望する訳でございますので、村長のご見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、石川議員のご質問にお答えをいたします。

１つ目のご質問の稲作経営支援対策についてですが、議員おっしゃるとおり、国際情勢や円安等の影響による輸入化学肥料の価格高騰は生産コストの上昇につながり、上昇分を農産品の販売価格に十分に転嫁することができず、農業経営を圧迫しております。

村では昨年、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部を活用し、生産資材高騰対策助成及びエネルギー価格高騰対策助成として、総額1,540万8,600円を118名の生産者に対し支援をしたところであります。

現在は、輸入に頼る肥料原料の価格上昇も若干落ち着き、ＪＡ全農も６月から10月に供給する秋の肥料価格の引下げを決めるなど、昨年秋と比べると値下がりすることになりました。しかし、高騰する前の水準には戻らず、依然として高値が続くことが想定されることから、今後の肥料価格の推移や国・県の助成内容を注視し、必要に応じて、議員のおっしゃられるスポット的な対応も検討してまいります。

一方で、今後の情勢によっては化学肥料が一層入手困難になることも考えられるため、村といたしましては、村内外の有機的資源を有効活用した持続可能な循環型農業の実現を目指すことにより、生産者を支援してまいりたいと考えています。

具体的には、令和元年から検討・試験を行っている養豚で発生する豚ぷんや水稲水産でのもみ殻、枝豆の残渣、竹チップなど、村内に有する様々な有機的資源を活用した堆肥の製造・散布となりますが、令和４年から堆肥の運用を一部始めております。その取組を更に拡大し、将来的に化学肥料の使用量を減らし、コストを低減するとともに、村内で資源を循環できる地域環境に配慮した持続可能性を高められるような取組を積極的に推進してまいります。

村内資源の活用による有機肥料の実用化は、まだまだ課題も多い状況ですけれども、今後の施策にご理解とご協力をお願いいたします。

２つ目のご質問の人口減少対策についてですが、このことについては、３月定例議会において丸山議員の一般質問に答弁いたしておりますが、その中で、35の約束は、全てが人口減少対策であると言っても過言ではないと考えていること、保育料や給食費、子ども医療費の所得制限のない無料化をはじめ、一つ一つの政策を着実に実行していき、更に進化させ深掘りすることにより、住みよい弥彦村へとつながり、弥彦を離れたくない、弥彦に住みたいと考える人が必ず増えると確信していること、この思いはいささかも変わっておりません。

４月から、庁内横断的にこども未来室を設置し、現在、活発に子育て支援に関する議論を行っているところであります。

今ほどのご質問の出産準備金や出産祝い金、入学祝い金、住宅取得支援金など、出雲崎ではゼロ歳から18歳まで町内で育てた場合、合計約270万円の子育て支援として実施をされていることは承知しております。村といたしましても、子育て支援事業をはじめ、住宅整備事業や移住促進事業など、人口減少について総合的かつ一体的に実施していきたいと考えております。その中で、子育て支援事業は人口減少対策の一つの手法であります。議員より提案の各種手当金も検討して

いきたいというふうに思っております。

特に、子育て支援につきましては、６月１日に国が公表したこども未来戦略方針の案においても、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様な支援ニーズにはきめ細かい対応をしていくとの方針が示されました。

村といたしましても、ゼロ歳から18歳までを一体的パッケージと捉え、一時的な給付金の支給といったピンポイントの支援を含め、どの年代でどういった支援を行うか、ほかの自治体にあり弥彦村にはない支援は何かなど、総合的な視点で、４月から庁内横断的に設置したこども未来室を中心に議論、計画しているところであります。

いずれにいたしましても、人口減少対策には不退転の決意で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　石川議員。

○２番（石川　喬議員）　大変どうもありがとうございました。

１番目の稲作経営支援でございますけれども、関連でございますので、今現在、弥彦当村では、米出荷農家がＪＡと商系合わせて137件が稲作経営に頑張っておる訳でございます。これ以上廃業していかないように、政策支援を是非とも検討していただきたいということです。この基本的な稲作経営が芳しくないと農業廃業のパターンになって、本村の特産品であります枝豆さえも同時にやめていくことになります。特産の枝豆栽培を伸ばしていく上にも、また確保していく上にも、稲作支援対策が是非とも必要でございます。また、稲作経営の方々が元気がないと商店街にも波及効果がなく、まち全体が明るくなっていきません。

そんなことで、また更に調査いたしますと、各自治体でも支援対策に取り組み始めています。例えば群馬県の高崎市でございますけれども、昨年は農産物出荷農家に一律10万円の支給を行っており、本年度は、345戸の認定農業者に一律20万円の支給案として事業費6,900万円を、この６月の補正予算を市議会に提出することになっております。

このように各地に政策支援がありますので、当新潟県も、上越市とか佐渡市も支援対策を行っておりますので、冒頭述べさせていただきましたとおり、稲作経営は近年にない危機的な経営難が続いておりますので、それを証明するかのように、国道沿いに中古の農機具が山積みになっているのをご覧になっているかと思いますが、このようなことに鑑み、当村にも是非とも稲作支援の政策をお願いしたいということでございますので、村長さんのご見解をお聞きしたい訳でございます。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　お答えいたします。

先ほどの答弁と重なりますけれども、農業をやっていらっしゃる方、稲作経営支援に対しては、本当に私も重要だというふうに考えております。これは短期的なものと、それから中期的あるいは長期的な肥料の問題等々も含めて、立体的に解決していかなければならないというふうに思っ

ております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　石川議員。

○２番（石川　喬議員）　次に、２つ目のことで人口対策なんですが、ご案内のように弥彦村、赤ちゃんが生まれてくる人数は令和に入ってから極端に少なく、去年は何と24人しか生まれておりません。ここ数年、30人を割っている現状です。１クラスの確保にも満たないというのが現状です。反面、死亡する方はこの五、六倍で100人を超えている訳でございます。このままですと5,000人を割るのはそう遠くないと危惧している訳でございますが、その打開策の一つとして婚活イベントを是非取り入れていただきたいということです。

生まれた赤ちゃんに対するもろもろの支援策をいただいていることには敬意を表しますが、赤ちゃんが生まれてくるのは男女が結び合ってこそ生まれるものです。その基になる婚姻率を上げなければどうにもならない訳でございますので、県自身もハートマッチングとして取り組んでおります。それに呼応して、新潟の30市町村のうち13の市町村が婚活イベントに取り組んでおりますが、残念ながら弥彦村は該当しておりませんでした。この婚姻率を上げなければ、どうもがいても赤ちゃんは生まれてきませんので、よって未婚率を下げ、婚姻率を上げていく、自治体による婚活パーティー、イベント等の支援対策が必要だと存じます。

当弥彦村も、いろいろなことに取り組んでいる点には敬意を表し、ありがたく存じますが、弥彦村の人口減少を憂慮している皆さんなれば、独身者の男女の婚活支援にも力を貸していただきたいということです。これはソフト事業ですのでそんなにお金はかかりません。そして、めでたく誕生したカップルからは感謝される事業です。

一例でございますけれども、ネットに男性の方が感謝のことを述べておりますので、それを紹介しますと、自分の婚活がうまくいかないで気落ちしていたときに誘われたのが自治体の婚活パーティーでした。どの担当の方も笑顔で話を聞きつつ背中を押してくれたことで、私も前向きに活動できました。おかげで妻に出会い、今では充実した日々を過ごしています。私の婚活は長くかかりましたが、最後に担当の皆さんに出会えてよかったと思いますというような感想文をネットに述べられております。これは燕市の男性の方でございますが、そんなことで、人口減少に対しては、村長さんも、35の公約は人口減少対策全てが集結するものと３月議会で述べておりますので、是非、婚姻率を上げる婚活イベントにも当弥彦村も取り組んでいただきたいと思いますので、村長のご見解、ご見識をお伺いいたします。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　石川議員のご提案につきましては、しっかりと拝聴させていただきました。様々な形で人口減少を食い止めるための施策は、あらゆる方向から考えていかなければならないというふうに思っております。ご提案ありがとうございます。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　石川議員。

○２番（石川　喬議員）　終わります。

○議長（本多隆峰議員）　これで、石川喬議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩といたします。

再開は13時30分といたします。

（午後　０時０６分）

○議長（本多隆峰議員）　再開いたします。

一般質問を再開いたします。

（午後　１時３０分）

◇　花　井　譲　温　議員

○議長（本多隆峰議員）　それでは、花井譲温議員の質問を許します。

４番、花井譲温議員。

○４番（花井譲温議員）　一般質問通告書のとおり、３件の質問をさせていただきます。

１番、50歳以上の帯状疱疹ワクチン接種補助及び接種環境整備について。

全国における帯状疱疹予防ワクチン公費助成導入の状況は、2022年10月時点で、生ワクチンのみ対象が７自治体、不活化ワクチンのみ対象が５自治体、両ワクチン対象が35自治体となっていて、計47自治体で接種補助が行われております。今年の４月時点では186の自治体、生ワクチンのみの対象が６自治体、不活化ワクチンのみ対象が11自治体、両ワクチン対象が169自治体、計186自治体に増加しております。約半年の間に４倍になり、これを見ても行政と住民の関心が高いことが感じ取れると思います。

４月５日時点での公開情報によれば、助成導入の自治体を持つ都道府県は47都道府県中34都道府県、都道府県内の全自治体において助成金導入未実施が13府県、４月５日の時点です。内訳は岩手、山形、新潟、京都、滋賀、大阪、奈良、広島、徳島、高知、佐賀、長崎、沖縄となり、４月の時点では新潟県も入っていました。村会議員の選挙においても、帯状疱疹ワクチン補助金獲得を公約に掲げ、多くの人から帯状疱疹ワクチンについて質問を受けました。公約に上げたことが多くの投票数につながった一因とも考えます。

昨年12月定例会に続き、３月定例会にも質問させていただきました。村長の３月定例会では、改めて報告したいとの答弁でした。多くの村民が接種補助を期待されていることと思います。帯状疱疹ワクチン公費助成導入について検討いただけましたでしょうか。伺います。

２番、城山森林公園テニスコート再生について。

弥彦村には現在、公設のテニスコートがありません。中学校にテニスコートがありますが、当初一般開放も示唆されましたが、中学校の管理下に置かれ、一般に開放されていません。部活以外では、弥彦ソフトテニスクラブが社会体育で中学校生徒の指導時に使用しているのみとなります。

かつて弥彦には神苑コート、現在おもてなし広場駐車場になっていますけれども、そこに４面、城山森林公園テニスコートに４面あり、国体予選、宮司杯、中学生の大会等が実施されていました。夏には大学の合宿に使用されたこともあります。

現在、城山森林公園テニスコートは老朽化によりコートが使用不可能の状態です。９年ほど前に大学が合宿に使用し、あまりにコートの状況が悪く、二度と来ないと言われたこともあります。弥彦中学校庭球部は県下でも強豪校として知られていました。昨年は男子が県大会出場を果たしていますが、公設テニスコートの減少も近年の成績低迷の一因と考えます。

部活動の地域移行に伴い、練習場所確保のためにも公設テニスコートの整備が必要と思われます。ほかにも大学合宿の誘致、スポーツ振興、観光面からもテニスコートの再生が必要と思います。城山森林公園テニスコート再生についてどのようにお考えか伺います。

３件目、在宅子育て支援給付金について。

自治体によっては、乳児を家庭で養育する方に在宅子育て支援給付金を支給する市町村があります。弥彦村の令和５年４月時点でのゼロ歳から満２歳になるまでの在宅で養育している子供の人数、保育園に預けている人数を伺います。また、弥彦村でのゼロ歳から満２歳児を家庭で養育する保護者を支援する制度について伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、花井議員のご質問にお答えをいたします。

帯状疱疹ワクチン接種補助と在宅子育て支援給付金については私から、城山森林公園テニスコート再生については教育長より答弁をさせていただきます。

帯状疱疹ワクチンについて、国は予防接種法に基づく定期接種化を検討しているワクチンの一つとして審議をされています。その中で帯状疱疹ワクチンによる疾病負荷は一定程度明らかになったものの、引き続き期待される効果や導入年齢について検討が必要とされております。

また、全国の公費助成実施状況として、令和５年５月現在で204の自治体が既に実施をしており、県内では南魚沼市が今年度、県内初の帯状疱疹予防接種助成事業を開始するとの報道がございました。先日担当者からヒアリングをさせていただき、現状分析をしているところであります。

議員ご承知のとおり、帯状疱疹予防接種は、現在予防接種法に基づかない任意の接種であり、50歳以上の方が希望すれば自己負担で接種できます。帯状疱疹ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンの２種類があり、生ワクチンは7,000円から約１万円程度、不活化ワクチンは４万円から６万円程度の自己負担と言われております。公費助成の実施については、数ある任意接種の中から優先度を決めて検討する必要があると思っております。

今後も国の動向を見ながら、関係機関と連携し、公費助成の導入に向け情報収集を行い、引き続き検討してまいります。

在宅子育て支援給付金についてでございますが、まず、令和５年４月１日現在、ゼロ歳から２

歳までの子の総数は93人であります。そのうち保育園でお預かりしている子は、途中入園予定の子を含めて81人となっております。

ご質問の保育園に預けないでご家庭で子育てをするゼロ歳から２歳のお子様は12人であります。その保護者のみを対象とした村独自の支援制度は、今のところないのが現状であります。

以上、私からの答弁を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　教育長。

○教育長（小野塚正史）　２つ目のご質問、城山森林公園テニスコート再生についてお答えをいたします。

最初に、中学校テニスコートが一般に使えないとのことですが、弥彦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第２条、学校開放の種類により、学校が部活動で使用しない場合については使用ができますので、ご利用の際は文化会館にご連絡をいただきたいと思います。

次に、城山森林公園テニスコートの再生について、昭和62年から令和元年度まで32年間営業を続けてまいりましたが、老朽化を理由に現在閉鎖となっております。人工芝についても、膝に負担がかかるスティングレーのコートでありました。

教育委員会としましても、公設テニスコートの必要性は理解をしておるところでございます。テニスコートのみの整備ではなく、先ほど丸山議員のご質問に村長が答弁したとおり、城山森林公園全体の整備計画の中で一体的に検討してまいります。また、財源としてスポーツ関連の各種補助金の活用についても検討をいたします。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　１番の件に関して再質問させていただきます。

現在、帯状疱疹ワクチン接種を標榜している病医院は弥彦村ゼロ、燕市５件、三条市８件、県立吉田病院は１回２万円で２回実施、それも不活化ワクチン、高いワクチンのみです。燕労災病院はワクチン接種自体がやっておりません。三条総合病院は、かかりつけの患者のみ不活化帯状疱疹ワクチンを１回２万2,000円で２回接種されています。済生会三条病院は、生ワクチン及び不活化帯状疱疹ワクチンを接種可能であります。

接種を希望する村民がスムーズに帯状疱疹ワクチンを受けられるように、燕医師会及び弥彦村の医院に働きかけて接種環境を整えなければならないと考えます。公費補助が実施される前に、燕医師会、弥彦村医院について接種の働きかけが必要かと思われます。村長はどのようにお考えか伺います。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　先ほども申し上げましたように、関係機関と情報を密にいたしまして、公費の助成導入に向け情報収集を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　公費補助の先陣を切ることで、村民からの信頼を受けることが可能かと思います。新潟県では既に南魚沼市が６月から実施予定です。5,000円、２回の補助とのことです。全国では５月15日時点で、更に18の自治体が公費補助を決めています。どこの自治体もやり始めてから、後ればせながらで始めても評価はついてこないと思われます。検討しますだけでなく行動を起こすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　南魚沼市につきましても、先ほどご報告いたしましたとおり、直接担当者からヒアリングをさせていただいておりまして、現状分析をしておるところでございます。公費助成につきましては導入に向けて引き続き検討していきます。

以上でございます。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　病気になって何が苦しいかというのは２つあると思うんです。息ができない、痛みです。その痛みを取ってくれる可能性のある帯状疱疹ワクチンについては、是非とも検討していただきたいと思います。

高齢になればなるほど帯状疱疹の発症率は上がります。費用の安い生ワクチンは高齢になればなるほど効果が下がってきます。50歳以上で64％、65歳以上で41％、80歳以上で18％、年代によって効果が下がってきます、ワクチンを受けたにもかかわらず。不活化ワクチンは80歳以上でも80％以上と言われています。

再度伺います。実施には近隣市町村、医師会の協力が不可欠と思われます。燕市及び医師会と協力して、ワクチン実施に向けて前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　繰り返しにはなりますけれども、現状分析をしっかりし、関係機関と連携し進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　よろしくお願いいたします。

２番、城山森林公園体育館脇テニスコートについての再質問をさせていただきます。

テニスコートを人工芝に砂を敷き詰めたコート、これは膝に優しいと言われています。オムニに改修する場合、巨額な資金、１面当たり1,000万円以上が必要となります。補助金なしでは到底できないと思われます。補助金の検討については可能でしょうか。そもそも補助金で造られたコートだと思います。丸山議員も質問されておりましたが、城山森林公園の活性化のためにもテニスコート再生、是非やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　この件につきましては、教育長より答弁をさせていただきます。

○議長（本多隆峰議員）　教育長。

○教育長（小野塚正史）　補助金のことにつきましては、宝くじ等のものがございます。それについては検討をしていきたいと思っております。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　それは、来年度に向けての補助金申請ということになるんでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　教育長。

○教育長（小野塚正史）　先ほど答弁をしましたとおり、城山森林公園全体の整備計画の中で一体的に検討する中で、テニスコートの整備というのがございます。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　その宝くじの補助金というのは、それも全て含めた補助金ということなんでしょうか。テニスコートに対してということではないんでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　教育長。

○教育長（小野塚正史）　その補助金につきましては、テニスコートに関する補助金ということでございます。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　是非、テニスコート再生に向けて早い対応をよろしくお願いいたします。

在宅子育て支援給付金について再質問させていただきます。

令和５年４月１日こども家庭庁の創設、こども基本法が施行されました。市町村は、国のこども大綱（本年度秋頃をめどに策定予定）と都道府県のこども計画を勘案し、それぞれのこども計画を策定することが努力義務として規定されました。基本方針において、こども政策を進めるに当たって６つの基本理念が掲げられました。その中で、特定の年齢で支援が途切れることのないよう、全ての子供が幸せな状態で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組むとの理念があります。

大館市のように、預けない家庭にも公平公正な切れ目のない支援を受けられるよう、在宅子育て支援給付金支給のお考えがあるかどうか伺います。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　育児、子育ての環境については、それぞれのご家庭の事情があるということは十分理解をしております。先ほどの石川議員のご質問にも答弁したとおりでございますが、子育て支援については総合的な視点、ゼロ歳から18歳までを１つのパッケージとして捉え、子育て支援に取り組んでいきたいと考えているところであります。どういった支援がふさわしいのか、必要なのか、こども未来室を中心に議論、検討しているところでございますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　こども未来室でも検討されているということですけれども、ゼロ歳から

２歳までの在宅子育て支援にかからない12人の保護者の支援に対する検討等については、どのようになっているか、もし分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　先ほどご報告したとおり、ゼロ歳から２歳のお子様は現在、弥彦村では12名ということでございまして、その保護者のみを対象とした村独自の支援体制は今のところないのが現状ではございますけれども、それも含めまして、こども未来室で検討しているところでございます。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　是非早い検討をしていただいて、その12名の方にも公平公正な補助金のために検討していただくよう、より早い検討をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　これで、花井譲温議員の質問を終わります。

◇　安　達　宏　行　議員

○議長（本多隆峰議員）　次に、安達宏行議員の質問を許します。

１番、安達宏行議員。

○１番（安達宏行議員）　私が選挙公約に上げた村民の健康保持・増進に関わる特定健診について質問いたします。

村民の各種健診・検診の受診率向上に向けては様々な取組をされていると思います。特定健診受診率向上支援事業では、かかりつけ医などからの情報提供を受けての取組も始められていますが、村民全体を考えたときに、全員が国民健康保険加入者だけではありません。弥彦村が他の保険者の加入者に対し受診勧奨は行っていないと思いますが、国保以外で一番加入者が多い全国健康保険協会（協会けんぽ）や、他の健康保険組合と連携（情報や意見交換、協力体制）などの取組が行われていれば、状況をお聞かせください。

幾つかの市町村では、協会けんぽと連携し、特定健診の集団健診会場に協会けんぽ加入者の特定健診を呼び込むことを積極的に実施し、更には冬期間に未受診者に再度案内し、幾つかのオプション検査も加えて受診勧奨を行い、実績を上げています。健診機関の受入れ体制などの課題もありますが、まずは協会けんぽとの連携を要望いたします。

また、健診の受けっ放しで、何か異常が認められながら放置し、症状が悪化してしまう、本人が苦しむだけでなく医療費が高額になってしまう重症化対策への取組状況もお聞かせください。

幾つかの健康保険組合では、有所見者に対し追跡調査から継続的な指導体制を外部団体に委託し、成果を上げているところもあります。そのような事例を含め、市町村や県だけでなく、健康保険組合や保健事業団体との連携も今後は必要と思います。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、安達議員のご質問にお答えいたします。

まず、１つ目の全国健康保険協会やほかの健康保険組合等との取組につきましては、村の特定健診の日程を全国健康保険協会新潟支部へ情報提供しており、全国健康保険協会加入の被扶養者の方が村の特定健診の日程に合わせて受診することができます。また、毎年２月に全世帯に特定健診・がん検診申込書を郵送し、全国健康保険協会やほかの健康保険組合等の被扶養者の方が特定健診を申し込み、受診できるようにしております。

２つ目の重症化対策への取組ですが、特定健診結果から対象者を抽出し、特定健診受診時から保健師や管理栄養士、在宅保健師等が対応し、個々に合わせた生活改善や受診勧奨を、訪問や電話、手紙等で継続的に実施するための体制を確立しております。

今後、状況に応じて全国健康保険協会と連携が図れるよう検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　安達議員。

○１番（安達宏行議員）　ご説明ありがとうございました。

私のほうでちょっと調べたところでは、協会けんぽから特定健診の該当の対象者に対して受診券を郵送で配布されるんですけれども、そこには市町村が実施する集団健診で受診できると明記されているだけで、実際、弥彦の村民の中の協会けんぽの特定健診の該当者がその書類を見た中では、弥彦村の集団健診の日程は明記されていませんでした。

私がその書類を見たところ、問合せ先が弥彦村健康推進課と載っているだけで、実際そこに問合せてほしいというふうに明記されていたんですが、私も仕事柄、そこの部分に目が行く訳ですから、ああ受けられるんだ、でもここで集団健診で受けられない場合に、開業医や健診会場で受けられるというのは、私自身は分かりますけれども、あの書類、山のようなというのは変ですけれども、数枚に書かれている書類を私自身も実際見てみると、結局は病院へ行かなきゃ駄目なんだというふうに思ってしまうケースがあると思います。

できたらなんですけれども、先ほど村長のほうから回答ありましたが、協会けんぽと連携をした上で、協会けんぽのほうから該当者に受診券を発送する書類の中に、弥彦村の集団健診の日程表を入れてもらえるような、そういう連携ができれば、もっと該当の方に、ああ受けられるんだというふうに理解いただけると思うので、そういう部分も含めて協会けんぽと連携を密にしていただきたいということを要望いたします。

あと、もう一つは重症化対策なんですけれども、もう十分村としてはできることをされているというふうにお答えいただいたんですが、実際のところ、私個人的なことをここで言うことは、本来いけないことかもしれないんですけれども、私の近所の先輩が国保の該当者で、再三特定健診を受けて、お酒は絶対飲まないんだというふうに本人も言いながら、どう見ても生活習慣を改善する姿が見られなかった方が、つい先日、しばらく姿が見えなくて、たまたま顔色が悪く、退院されてきたんですけれども、そのときに話を聞いたら、要はこんな状態にならないと気づかな

かったと。もう酒も一滴も飲めない、もっと早く人の言うことを聞いていればよかったというふうに、今になって手後れなんですけれども、そういうふうな状態に、その方は毎年、特定健診を受けていて、血液の数値もかなり悪かった方です。私もその数値も聞いて、酒なんかいいかげんにやめたほうがいいということは言っていましたけれども、やっぱり周りの人が、特に役場の皆さん、いろんな保健師さんなり栄養士さんなり、同じ人が何度繰り返しても、なかなか頑固な人は生活習慣を改善しようということに気づかない人もかなりいると思います。

そういった中で、全く別な切り口というか、今までずっと言っていた方ではなく、別なところからの声がけが１つの気づきにつながるかもしれませんので、そういったことも含めて、他の外部の団体との情報交換とかも行いながら、必要によっては、外部の団体にアウトソーシングするということも検討してみていただいてはいかがでしょうかということを提案します。

要望を言わせていただいて、これで終わります。

○議長（本多隆峰議員）　これで、安達宏行議員の質問を終わります。

◇　柏　木　文　男　議員

○議長（本多隆峰議員）　次に、柏木文男議員の質問を許します。

８番、柏木文男議員。

○８番（柏木文男議員）　社家旧鈴木家保存について質問をいたします。

私は、社家旧鈴木家の質問を、令和元年６月議会で旧社家・鈴木家の保存に対する村の考えは、また令和２年９月議会で新潟明訓公100周年に発祥の地として参画してはで、一般質問を行いました。

皆さんもご存じのように、社家旧鈴木家は明治11年（1878年）９月15日、明治天皇が北陸巡幸の際、彌彦神社に参拝され、随行した明治政府の岩倉具視右大臣が宿泊され、明治15年（1882年）、同宅のしょうゆ蔵２階で明訓高開校の歴史ある住宅であります。現私立新潟明訓高等学校の前身である弥彦明訓校が発足をいたしました。

明治45年（1912年）３月11日の弥彦大火（民家、郵便局など32戸が焼失し、飛び火した火は彌彦神社の多くの社殿を焼き尽くした）後に、旧鈴木家は現在地に移築をいたしました。宅地面積1,770㎡、建物245㎡で、江戸時代末期、明治時代前期、大正時代の建物の面影を残した社家住宅です。平成28年（2016年）には、国土の歴史的景観に寄与しているものとして登録有形文化財に登録されております。

新潟日報で、令和元年（2019年）３月25日号の新聞１面で社家旧鈴木家住宅が掲載され、空き家の価値がある建物を残したいと、平成18年（2006年）に鍋島さんが不動産業者から土地、建物を取得した経過が掲載されておりました。全国的にも社家住宅で現存する住宅は少なくなり、旧鈴木家は貴重な存在と思っております。しかしながら、鍋島さんも高齢になり、体調面の不安、建物は老朽化が進み、暴風雨、台風、雪で一個人での住宅の維持、管理に苦労されております。

こういった状況でしたので、令和元年６月議会で一般質問を行い、「社家旧鈴木家が末永くこ

の建物の保存と利用をするため、鈴木家に対してどのような形で行政として協力できるか」を伺いました。

前教育長からは、「国登録有形文化財、岩倉具視の宿泊地、明訓校が開校された歴史を持ち、村にとって価値ある建物と考えている。村の文化財保護審議会で審議をしたが、鍋島氏の確認をしていないので、今ここで判断は難しい」と、更に前村長から、「鍋島氏の体調と年齢を考えると、続けての維持は困難と承知している。村が引き受けるとなると、公開が原則で、耐久基準に合っているか、安全のための措置を取らなくてはならない。毎年の維持運営費もかかり、村の財政状況を見ると難しい」と、それぞれ答弁がございました。あれから４年が経過いたしました。旧鈴木家の経過について再度質問をさせていただきます。

旧鈴木家の維持・保存について、弥彦村文化保護審議会条例の第２条「審議会は委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する事項を調査、若しくは審議し又は必要と認める事項を委員会に建議する。」、第３条「審議会は委員７名をもって組織する。」とあります。この４か年の間に審議会が開催されていれば審議内容を、また、審議会の委員はどなたかお聞きをいたします。

また、鍋島さんとお話をされたでしょうか。由緒ある旧鈴木家は鍋島さんの所有ですが、村としてどのように考えているかお聞きをいたします。

以上、お願いをいたします。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

教育長。

○教育長（小野塚正史）　ただいまの柏木議員の質問にお答えをいたします。

最初に、審議会の審議内容についてですが、令和元年度以降、審議会議題については、村指定文化財である旧武石家住宅の保存・活用状況、矢作の二本松・参道杉並木の管理状況やヤヒコザクラの倒壊等が主な議題でありました。

なお、旧鈴木家住宅については、令和４年度第１回の６月の審議会で保存と活用について、同じく令和４年度第２回の今年２月の審議会で、旧鈴木家住宅基礎調査業務委託の結果報告が議題に上がっておりました。

審議会委員ですが、お名前７名を申し上げます。渡部吉信さん、五十嵐敬吾さん、吉田良弘さん、髙橋武之さん、柏原路子さん、藤澤眞璽さん、髙島徹さん、以上７名でございます。

鍋島紘一さんとお話をされたかについてですが、審議会委員の皆さんは、昨年の７月13日に旧鈴木家住宅の視察を行った際、お会いしてお話を伺ったと聞いております。私も今年５月25日にお会いをし、旧鈴木家住宅に関する文化的価値についてお話をお伺いすることができました。また、その後も、もう一度お会いする機会がございました。

文化財保護審議会としては、旧鈴木家の文化的価値は認めているところでございます。一方、取得については、意見を言う立場にはないということでございます。

村としての考え方につきましては、村長が答弁をいたします。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　それでは、柏木議員のご質問にお答えいたします。

鍋島紘一様の旧鈴木家住宅への思いは承知をしております。文化的な価値も十分に認識をしております。そして、今後は村の所有として村に保存管理してほしいという思いであることも伺っているところであります。

先日、５月22日の全員協議会にてご報告をさせていただいたとおり、あくまで建物についてとなりますが、現地保存に約１億7,000万円、移設活用する場合で約２億8,000万円を要するとの調査結果が出ております。更に、維持管理費として光熱費を除いて毎年40万円、３年ごとの定期点検に100万円、10年ごとに外壁木材保護に約600万円、15年後には金属板張替えに約150万円、エアコン等設備更新に約320万円、おおむね30年間で6,000万円以上かかると試算をされております。

現在、弥彦村では、老朽化した公共施設、例えば保育園、小・中学校の改修を控えており、今後多額の予算が必要となります。そういった現状を総合的に鑑みますと、村が旧鈴木家住宅全てを引き受けることは非常に厳しいと認識しているところであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　柏木議員。

○８番（柏木文男議員）　どうもお二方、大変ありがとうございました。

私、見ていまして、令和４年９月20日付で新潟日報の記者の坂井さんが、ウェブに載っておりました。その内容をちょっとお話をさせてもらいたいと思っております。

「弥彦村の貴重な社家「旧鈴木家住宅」、どう守る」が掲載されておりました。内容は、「村が保存に関する調査に乗り出す。神職の家系である社家の歴史を今に伝える貴重な建物だが、所有者の高齢化で、保存が懸念されてきた。村は費用や活用方法を精査した上で取得を検討する。観光や学びの場など地域資源として活用できるとの声も多く、村の判断が注目される。」ということで昨年の９月20日付で、調べている中で、私、見つけましたので、今日お話しさせてもらいました。

今の中で来ると、30年で6,000万円程度、移築をしたり諸経費を入れると6,000万円もかかるというような形で、そのほかに……、間違えました。維持管理で6,000万円ですね。そして、建物を移築すると２億数千万円かかるというような形ですと、村の事情は私は非常によく分かります。でも、この文化的なことになると、一番心配されるのが麓の旧武石家、あれも１億数千万円も出して造っていまして、10年以上たって、その中でかやぶきの屋根の張替えとかがあって、相当お金がかかる。そして利用もなかなか利用者がいないというのが現状であります。この鍋島さんが持っている旧鈴木家を村が引き受けるとなると、やはり相当の決心が必要かなというふうに考えております。

そこで、私は考えたのが、先ほどちょっと言いましたけれども、歴史と文化だけでは非常に人の利用が、見てくれる人は少ないのではないかなと私は考えておりますが、そういう中で、村と一緒になってクラウドファンディングを利用したり、また、万が一土地の買取りがうまくいった

ときに、村がその事業をやらないで、指定管理者制度を利用してレストランなり宿泊施設なり、その建物に合った利用状況をつくれば、ある程度私はやっていけるというふうに考えております。これも鍋島さん一人では私はできないと思いますので、是非とも鍋島さんと協力しながら、村の買取りができるような方向をしていただければ、私は一番いいかなと思っているんですけれども、現状を聞いていると非常に厳しく感じ取っております。

その中で、先ほど言いましたけれども、村がやらないということになれば、行政と協力しながらクラウドファンディングをやったりして寄附を募る。そして、その寄附で改修なりができれば、私はよろしいのではないかなと思っております。

それと、６月10日付の佐渡版の日報に載っておりまして、ＪＲさんでもそういう補助金が出ております。それは見てみますと、もう30年前からＪＲ東日本さんがやって、新潟支社で14例目だというふうな形で、金額的にはさほど多くないんですけれども、300万円を支援するという事業が新聞に載っておりました。これもやはり地域の人たちがまとまって協力した中で、それをもらったような気配があります。今ですと、鈴木邸は鍋島さん一人で苦労してやっておりますが、これをやるとなると、やはり地域を巻き込んだ中でのことが大切になってくるのかなというふうに感じ取っております。

教育長さんのお話がありましたけれども、審議会の中では意見は出さないというような形がありました。そして、村長さんが言いましたように、移設、そして維持管理になると２億円以上、また、30年で6,000万円ほどの維持管理がかかるとなると、村のほうも非常に苦労は分かります。でも、この建物を残していかなきゃ駄目だというのは、弥彦村の皆さんはご承知をしていただきたいと思っております。

日本全国で社家というのはたくさんあります。でも、弥彦の社家というのは有名でございます。ウェブを見ると弥彦の名前が出てまいります。そして、現存する社家は弥彦の鈴木邸が１件だけです。あと、神社前の近くに髙橋さんのおうち、そして、前教育長の髙橋さんのおうち、そして花井さんの本家も社家の一部というふうに聞いております。やはり由緒ある江戸時代から大正時代にかけての社家というのは、もうすごい価値のある建物だと思っております。これも18年間、鍋島さんが苦労してきた中で現存していると私は考えておりますし、鍋島さんが購入しなかったら、この一般質問もありませんし、また、明訓高校の100周年記念の事業についても話が出てこなかったと私は思っております。

是非とも、これは私の思いですけれども、もう一度、村のほうも教育委員会のほうも、大変なことは分かりますが、重々ご審議をしていただいて、鍋島さんと協力できるような体制づくりをしていただきたいなと思っておりますが、どうでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（本多隆峰議員）　教育長。

○教育長（小野塚正史）　お答えをいたします。

議員の熱い思いは非常によく伝わってまいりました。ありがとうございます。私がなかなか言う立場にはないので大変厳しいのでございますが、まず、現在は国登録有形文化財ということに

なっております。この国登録有形文化財は弥彦村の中に30か所ございまして、そのうちの２つが旧鈴木家住宅に関するものということになっております。その中には彌彦神社の本殿等も含まれているところでございます。村指定の文化財で、建造物は旧武石家住宅と法圓寺の鐘楼と山門ということでございます。つまり国登録有形文化財を村指定の文化財にするか否かというふうなところも議論としてあるところでございますが、現時点としては、旧鈴木家住宅について国登録有形文化財としての価値は認めているというふうなところでございます。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　柏木議員。

○８番（柏木文男議員）　ありがとうございます。なかなかこの問題については非常に厳しいなというふうに感じ取っております。

弥彦駅も、その登録文化財に登録するときに申請を出したみたいですけれども、ＪＲ東日本さんはお断りしたというふうに私は聞いております。弥彦の中では、神社と鈴木家が、そして弥彦公園のトンネルも含めて、私は有形文化財になっているというふうに思っております。

今後とも是非とも、これからも鍋島さんとよく協議をしながら、鍋島さんの意向ももっともっと聞いて、この保存の仕方、あと建物が古くなったときの費用の出し方、これも是非検討していただければ私はいいかなと。鍋島さんが一人で古い建物を持っておりますと、維持管理が非常に大変で、大風が吹くと瓦が飛んだり、軒先が飛んだりすることも聞いておりますので、是非ともそういう補助金も出してもらえるのであれば、また私はいいかなと思っておりますし、ただ一部、固定資産税が２分の１免除、これだけが現在の鍋島さんの村からの形でありますので、鍋島さんの18年間の思いを込めて、是非とももう少し行政のほうで協力していただければと思っております。これからまた長くなりますけれども、是非とも教育委員会のほうで議論していただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

答弁は要りません。以上で質問を終わります。ありがとうました。

○議長（本多隆峰議員）　これで、柏木文男議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は14時40分といたします。

（午後　２時２６分）

○議長（本多隆峰議員）　再開いたします。

（午後　２時４０分）

◇　古　川　七　郎　議員

○議長（本多隆峰議員）　それでは、古川七郎議員の一般質問を許します。

６番、古川七郎議員。

○６番（古川七郎議員）　通告どおり、一般質問させていただきます。

１番、外部監査及び自主財源の使い道について。２番、借入金について。３番、商工会補助金300万円について。４番、二十歳の集いについて。５番、デジタル化について。この５点を村長に質問させていただきます。

最初に、１番について質問をいたします。

競輪事業において、なぜ私が昨年の９月、12月、今年３月、そして今回６月議会において一般質問を行う理由は、弥彦村に最も重要な問題と私は考えております。ということで質問させていただきます。

昨年９月の議会一般質問に対して、当時の村長は、年間８億円から10億円にも上る巨額の自主財源の使い道、また使い方、この原則を決めることはとても重要なことです。いいかげんにしておくと、宝であったはずのお金が村を堕落させる麻薬あるいは存立を危険にする麻薬に代わるのは火を見るよりも明らかであると答弁をいただきました。私もそのとおりだと思って非常に心配をしております。

そこで、私は４回も質問するんですけれども、使い道を誤れば、一部の人たちだけがよい思いをする最悪の村になってしまうことが懸念されます。私も懸念しております。それを防ぐためのキーになるのは公明正大な会計処理です。そのために公会計の専門家、地方自治の専門家、大学教授あるいは金融機関の担当者または財務省のＯＢなどによる委員会あるいは諮問委員会を設置して、毎年公開をする。つまりガラス張りにして公正を担保することだと私は考えます。村長のお考えをお伺いします。

明確に言えることは、今までのように競輪特別委員会の中に置くこととは大きく違うということです。例えば全国競輪施行者協議会またはＪＫＡのどちらかの人たちの参加をお願いする。これからの競輪事業の使い道を、全国競輪事業界の見本を私は示すべきであると思います。これについて村長の答弁を求めます。

競輪事業の外部監査は、前回外部監査を行った公認会計士宇澤事務所にお願いしたらよいと私は考えております。あまりにも利益が大き過ぎるので、一般の会計事務所ではただの出し入れだけの監査になりますので、これは専門家による会計監査が絶対に必要だと私は考えています。

そこで１つ提案する。このように大きな利益が出ると、大体経営者というのは必ずいいことばかりじゃない。間違った道に行く。私は村長に提案します。競輪事業の利益の半分、10億円出たら５億円、６億円出たら３億円、この半分は村のため、将来に生きるためにお金を使ってもらいたい。世界は、2050年には脱炭素化、ＳＤＧｓ社会の実現を目指しております。この達成なしで日本の将来、世界の将来もありません。いかにCO_2の削減ができるかが将来の大きな課題です。

そこで、太陽光発電を積極的に進めていくことも選択肢の一つです。農業にも積極的に活用できるように研究すべきであります。ただ、現在において太陽光発電のパネルの廃棄、これが非常に問題になっていることも私の頭に入っております。ただし、これはいずれは必ず解決されます。

それで、村長の太陽光発電も含めＳＤＧｓ社会の取組をお伺いいたします。

２番目、普通会計32億円、企業会計27億円の中身が何も説明されずに、ただただ、借入金が多

いので村民の皆さん大変だ大変だと、積極的に選挙戦でアピールしました。

令和５年度予算によると、令和５年３月31日現在の未償還元金が27億9,234万9,637円とあります。その借入金を国あるいは県で何％払っているのか、あるいは村で幾ら払うのか、その中身をお支払いする村民の皆さんにお知らせください。企業会計の27億円もどのような借入金の中身か正確な情報を知らせてください。また、支払いはどのようにするのか、分かりやすく村民の皆さんに知らせてください。とにかく正確な中身と正確な支払い方法を村民に知らせるべきである。

村長に問います。詳細な資料をお示しいただきたいと思います。

村債とはいかなるものか村長に問います。お答えください。

３番目、商工振興事業の300万円計上、その後どのような対応をしたのか。

商工振興事業の300万円の計上についての質問に対して、３月議会では髙橋部長の回答は次のとおりでした。まだ300万円の使い道は決まっていない。商工会より使い道の申告がありましたら役場で検討して、生きるお金か死ぬお金か、納得した場合は支払いするというような回答でした。その後どうなったのか。令和３年度、４年度の商工会の補助金はゼロでした。なぜゼロであったのか。また、その補助金との整合性をどのように考えているのか、村長にお尋ねします。

４番目、二十歳の集いの開催をなぜ変更したのか、説明をしてください。

５番目、デジタル化が今後一気に進んでいくことが予想されます。弥彦村はどのように対応されるのか。役場の活性化、情報化を含めてお答えください。村長にお願いします。審議会、検討会等の答弁は私は要りません。村長の答えを聞かせてください。考えを聞かせください。それだけお願いします。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、古川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の１つ目から３つ目及び５つ目の質問は私から答弁をさせていただきます。４つ目、二十歳の集いに関しては、教育長より答弁をいたします。

１つ目のご質問、外部監査及び自主財源の使い道についてですけれども、令和５年第１回３月定例会の際にもお答えいたしましたが、競輪の外部監査の実施については、弥彦村監査基準に基づき、税理士である代表監査委員と弥彦村議会議員より選出された監査委員によって、月に１回例月出納検査が、また半年ごとに定期監査、決算審査も行われ、合わせますと年間14回の監査が実施されており、その結果についても議会において報告をされております。

弥彦村外部監査契約に基づく監査に関する条例第２項にも規定されているとおり、議会が個別外部監査を行うことが必要との判断をされれば、適切な時期に適切に行うことがふさわしいとの考えに変わりはございません。

公益財団法人全国競輪施行者協議会、公益社団法人ＪＫＡは、施行者である各自治体と契約を交わし、施行者からの分担金や交付金、委託費等を主な収入としている法人であることから、施

行者である弥彦村と全国競輪施行者協議会やＪＫＡとの関係上、監査役として参加をお願いすることはふさわしくないと考えます。

また、ご提案のＳＤＧｓ社会の取組ですが、ＳＤＧｓが持続可能な開発目標として17の目標と169のターゲットがあることは、議員もご承知のことと思います。これは世界で人類全体が取り組むべき課題であると認識しております。村といたしましても、太陽光発電のみならず、各目標の項目の中でできることは積極的に取り組んでいくべきものと考えております。

２つ目のご質問、借入金についてですが、村債に係る詳細な資料、予算書等については、既に誰もが閲覧できるように村のホームページで公表済みであります。令和５年度分は３月28日に公表してありますので、そちらをご覧ください。ＰＤＦで言いますところの予算書については、140ページから144ページに記載をされてあります。

村債、いわゆる地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、主に公共施設の建設事業費等の財源とすることができるものとして、地方財政法第５条に規定されております。

公共施設の建設事業等は、単年度に多額の財源が必要となります。地方債の発行により、財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能と、施設の恩恵を受けることとなる後の世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かつ世代間の公平のための調整機能を有しています。

弥彦村の地方債残高は、令和３年度決算時点で普通会計で31億8,768万円、公営企業会計で26億3,905万円、合計58億2,673万円となっております。こちらは毎年度、歳出の公債費にて予算計上を行い、おおむね10年から30年の間で償還を行うこととしております。

ご質問の中の、国・県が何％償還し、村が何％償還するかについては、あくまでも償還するのは村であり、村に返済する義務があります。村債の一部には、元利償還金の何割かが地方交付税にて措置されるものがあり、現在の試算では、村債残高のうち約64％が地方交付税に算入される見込みとなっております。

３つ目のご質問、商工会の補助金についてですが、令和３年度及び令和４年度の補助金がなぜゼロ円であったかという理由につきましては、承知をしておりません。

商工振興事業補助金につきましては、３月議会での答弁のとおり、事業に対しての補助金であるということは認識いただいており、令和５年４月１日に制定いたしました商工振興事業補助金交付要綱により、商工会からの交付申請に対して300万円を上限に交付するものであります。

令和５年度につきましては、商工会との協議の中で、300万円の半分につきましては、商工会事業の一つである経営指導事業に対しての補助金として既に交付済みであります。残りの半分につきましては、観光協会や関係団体と共同での事業実施を検討し、商工会各部会の事業として交付申請が提出されるものと思っております。地方振興事業補助金を併せてご活用いただき、弥彦村の商工振興及び地域振興に尽力いただきたいと考えております。

５つ目のご質問、デジタル化への村の対応についてですが、村では、令和４年度より情報政策を所管するデジタル行政推進課を創設し、行政のデジタル化を推進してまいりました。

最初に、村民サービスのデジタル化についてお話をいたします。

令和４年度には書かない窓口システムを住民課窓口に導入いたしました。書かない窓口については、デジタル庁の河野大臣が積極的に推進するとおっしゃっておりましたのは報道等でご存じのことと思います。このシステムは、村民の皆様が申請書を記入する手間を省くことができるシステムで、将来的には、自宅のパソコンやスマートフォンから申請書を作成、提出すれば、役場で住民票や印鑑証明書をスムーズに受け取ることができるようになり、村民サービスの向上につながると考えています。

令和５年度では、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して、除雪車位置管理システムとマイナンバーカード村民カードシステムを導入いたします。除雪車位置管理システムは、除雪車に搭載するスマートフォンからＧＰＳ情報を取得することにより、除雪担当課である建設企業課や除雪業者は、除雪作業の進捗状況把握が可能となり、村民の皆様には、除雪状況をリアルタイムに情報提供することができるようになります。マイナンバーカード村民カードシステムは、取得していただいたマイナンバーカードに、広域循環バスややひこ号の乗降の際のパス、図書館カード、各種選挙の入場券、印鑑登録証の機能を追加することで、マイナンバーカード取得の利便性・メリットを享受していただきたいと考えております。

次に、情報公開についての村の取組をお話しします。

国は官民データ活用推進基本法で、地方公共団体のオープンデータへの取組を義務づけており、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化が期待されております。

村では、令和４年度にデジタル庁の推奨データセットに基づき、ＡＥＤ設置箇所や介護サービス事務所、医療機関など村の把握している14項目データについて、国土地理院のベースマップを利用して、位置情報とともに提供できる公開型ＧＩＳを構築いたしました。デジタル化先進自治体である福島県会津若松市のシステムを参考としたもので、県内市町村の中でも早い取組となります。

このＧＩＳは、スマホ等からの投稿機能も備えていることから、例えば道路の陥没や不法投棄などの情報提供をいただく場合、画像データと位置データとともに投稿いただくことにより、今までよりも迅速で正確な状況把握が可能になることが期待されております。

こういった村民サービスの拡充も、村民の皆様にご利用いただけなければ全く意味がございません。村では、村民の皆様が皆デジタル化の恩恵を受けていただけるようにサポートしてまいります。

令和４年度に、村が主体となって高齢者スマホ講習を開始いたしました。各キャリアのショップのスタッフの皆さんを講師にお招きし、初心者から中級者を対象に、繰り返し何度でも安心してご参加いただける講習を展開しており、現在も毎回10名以上の参加をいただいており、延べ613名の方からご参加をいただいております。６月24日に図書館が完成してからは、講座室・学習室で引き続きスマホ教室を実施してまいります。スマホの基本的な操作の習得は、今後、デジ

タル化した行政サービスをご利用していただく上で、必ず効果が発揮されるものと期待しております。

続いて、庁内におけるデジタル化についてお話をいたします。

役場では４月より、三役部課長会議のペーパーレス化に取り組んでおります。会議出席者は、それぞれの端末から庁内共有ファイルサーバー上の会議資料を参照することで、紙資料の印刷は必要最小限にしております。この取組はほかの庁内の会議にも応用しているところで、いずれは電子決裁や公文書の電子保存・管理、役場全体のペーパーレス化を促進してまいりたいと考えております。

また、議会においてもタブレット端末等を活用したペーパーレス化や、ウェブによるリアルタイム配信やアーカイブ視聴など、デジタル化に向けた双方の議論を加速していきたいと考えております。

ほかの自治体でも導入が検討されております話題のチャットＧＰＴについては、村においても導入する上でのメリットと課題を整理しながら、活用に向けて慎重に議論をしてまいります。

以上のように、村ではデジタル化を推進して、村民の皆様の利便性向上に寄与するのはもちろん、役場庁内の職員の業務改善・活性化にもつながるよう取り組んでいるところでございますので、古川議員からもご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（本多隆峰議員）　教育長。

○教育長（小野塚正史）　４つ目のご質問、二十歳の集いの開催日をなぜ変更したのかについてお答えをいたします。

弥彦村では、昭和49年から、参加者の都合や軽装で気軽に参加できるようにと、お盆の帰省に合わせて８月15日に開催されるようになりました。しかし、令和２年度から新型コロナウイルス感染症対策として、国が発令した緊急事態宣言や蔓えん防止等重点措置による行動制限のため、成人式及び二十歳の集いを通常の開催月である８月から11月への延期を余儀なくされる状況になりました。

昨年度の開催終了後、次年度の開催に向け開催日を含め検討を重ねていたところ、今年の１月27日に、国は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを５月８日から５類に移行するとの方針を確認しました。また、２月10日にはマスク着用の考え方の見直し等について、更に３月10日には、５類への移行に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等についてが発表されました。

これら国・県の対応を注視しつつ、各種施策の見直しを行う中で、二十歳の集いの目的を考え直したとき、大切なのは家族や友人、地域とのつながりをより深める機会とすることであり、それにはより多くの参加者が集まりやすいよう、新型コロナウイルス前の令和元年度以前の８月15日に戻すとの結論に至りました。

開催日時の決定には様々な要素を考慮する必要があったため、関係する皆様へのご案内が遅れましたことは、案内文書にておわび申し上げたところでございます。

この６月４日には、二十歳を迎える皆様を代表する実行委員会が立ち上がり、式典内容について既に細かい打合せを行っております。

今後も、二十歳の皆様にとって、この二十歳の集いが友人や恩師との旧交を深め、つながりをより強くする機会となりますよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（本多隆峰議員）　古川議員。

○６番（古川七郎議員）　今、村長の答弁をお聞きしますと、私と非常に考え方の違い、意見の違いがあると思います。

なぜ私が競輪のこれをやるかというと、先般、前の村長が、宇澤さんのところの事務所で1,300万円か、かけてやってもらいました。その中身は、恐らくこの中にいる人は、皆さん誰も知らない。村長と総務部長は知っているかもしらんけれども、あと誰も、公表できないんですよ。こういう内容なんですよ。このままいくと、また同じことがいくと思っているんです。だから非常に私は心配しているんです、申し訳ないけれども。

だから、是非ともこれは、企業会計であるから一般の行政の検査とは違います。企業会計ですよ、私に言わせたら。これはまだ村長は頭に入っていないんじゃないかと私は思います。企業会計です。競輪はもうけるためにあるんです、言葉はちょっと悪いけれども、企業会計なんです。だから、村でやっている監査委員とか、そういうのは分かりますけれども、それは何回やったって何にも変わらないです。私はそう思っている。中身が、何でこれを使ったのか、どういう理由で使ったのか、これを追及しない限りは、幾らやったって、ただ帳面が合います、合いますじゃ、こんな監査はないです。これはできませんから、今の監査じゃ。それをあなたはまだ納得していないと思うんですけれども、その点を村長いかがですか。なぜこれが公表できないかということを説明してください。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　先ほどの答弁にも言わせていただいたとおりですけれども、弥彦村の外部監査契約に基づく監査に関する条例第２項にも規定されているとおり、議会が個別外部監査を行うことが必要との判断をされれば、適切な時期に適切に行うことがふさわしいとの考えに変わりはございません。

以上でございます。

○議長（本多隆峰議員）　古川議員。

○６番（古川七郎議員）　そうすると永久にできないです。これは別個にやってもらいたいんですよ、別個に。一般会計と違う。その意味は、村長は恐らくまだ納得できないんだと思う。それをしなかったら、さっき言ったように、これからどうなるか分からないですよ。10億円なんて物すごいお金なんですよ。新潟県でこれだけの自由に使えるお金を持っている市町村はないですよ、刈羽と聖籠町を除いて。これは気を緩めたら駄目だと私は思います。だから、必ずこれは別個にやるということ、永久にやるということを約束してください。その答弁をもう一回お願いします。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　競輪の会計につきましては、今年６月に約30年ぶりのバンクの全面改修を行いました。そして、その使い道に関しては、当然、競輪事業の安全な会場造りに使われるものが中心となっており、それ以外のものは、以前にもご報告したとおり、必要に応じて基金化をする中で、透明性を持っていろんな費用に使うということを示しておりますので、それに何ら変わりはございません。

以上でございます。

○議長（本多隆峰議員）　古川議員。

○６番（古川七郎議員）　何回も質問しますけれども、それは私は、今までの公表できないことが物語っているんです。これが答えを出してくれているんです。なぜできないのか、役場の人だって誰も知らないでしょう。あなたと恐らく総務部長しか知らないです。何で監査したものを公表できないんですか。何でガラス張りにできないんですか。その原因がここにあるんですよ。だから私は、別個にやってください、永久にやってください、これは。私はそれを要求します。

そうじゃないと、また前のように、個人の何か、あれやっているとかなりますよ。そして、今でも金がいっぱい出てくると、すぐこういうことになるんですよ。前のときは幾らだったかな。支払いも６年か。今まで２億円ぐらいのが４億円、２億円ぐらいずつぼんぼん金を使っていくんですよ。絶対必要かということは私は考えられませんよ。それは何もかもやればいいと思いますけれども、やはりお金は生きたお金を使って、将来のために、早くと言ったら言葉は悪いけれども、戻ってくるような使い方、先行投資をしてもらいたいんですよ、私は。経営者なら当たり前のことなんです。村長は経営者の社長です。私ははっきり言って取締役です。運営者じゃないんだ、村会議員は。と私は思うんですよね。事実、私はそう思って毎日活動しています。

だから、必ずそういうことが現れてきている、数字にぽんぽんと。だから、これからの先行投資にとにかく使ってもらいたい。そのためにこういう監査は別個にやってくださいよ。前にやったのを公表できないのが物語っているじゃないですか。何で公表できないんですか。ガラス張りはどうなるんですか。何にもないじゃないですか。その辺を村長、もう一回答弁してください。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　お答えいたします。

先ほどのお話の繰り返しになりますけれども、月に１回の例月出納検査、半年ごとの定期監査、決算審査も行われて、合わせますと年間14回の監査が実施されておりまして、その結果についても議会において報告をされております。

以上であります。

○議長（本多隆峰議員）　古川議員。

○６番（古川七郎議員）　何回も質問するけど、私はそれは違うと思っているんですよね。その辺は理解もしてもらいたい。だって例があるんだから。ここで反省しなかったらどうするんですか。おかしいでしょうと私は思います。だから次は、特別監査をしてもらいたいんですよ。ただそれを監査しても、何回やったって、意味はないとは言いませんけれども、中身を監査しなかったら、

監査じゃないでしょう、これは。出し入れのお金が合いましたなんて、誰でもできるんです。その辺はもう一回、村長、考えてください。それだけとにかくお願いしますよ。そのために公表できないんだから、この書類をやったことが。村長も知っているけれども、やったことができないんですよ。

それで、私が言いたいことは、経営者としてこれだけのお金が出てくると、必ずどこかに緩みが出るんですよ、間違いなく。そうすると会社というのは発展しませんよ。５億円なら５億円、将来のための先行投資として、私、ちょっと言葉が、行政じゃ先行投資なんて言葉はないんだけれども、企業人は先行投資、これをやらないと駄目です。これが今できるのは新潟県では弥彦村だけでしょう。どこの市町村だってやれと言ったってできないんですよ。この辺は村長さん、よく考えてやってもらいたい。私の意見はそういうことですので、よろしくお願いします。とにかくそれは必ずやってください。お願いします。

それで、借入金の31億円ですか、これはあなたの選挙のときには、借入金は32億円あります、あるいは何十億円ありますって、みんな宣伝した。村民の方は全部村の借金だと思っている。それは確かに村の借金です。だけど、中身がどのようにして返していくか。今、村長が言ったとおり、64％は国から、あるいは県から出るお金でしょう。そうでしょう。そうしたら、今、弥彦村は借金ゼロですよ、俺の頭の中では。借金なんか何もないです。返そうと思えば返せるんだもの、村のお金として。

だって、競輪で幾ら貯金があると思いますか。13億8,500万円貯金があるんですよ。あるいは一般会計のそれもあるだろうし、今、弥彦村は借金ゼロですよ、はっきり言いますけれども。今、返そうと思えばゼロですから。それを選挙戦で32億円ある、何十億円あるって宣伝して、みんなそう思っています、村民の方は。そういう中身をちゃんと正確に知らせる必要があると、私はそう思います。

確かに帳面上あるのは間違いないです。でも、返し方は違うんですよ。一般の社会の借金と違うんです。この辺が誰も、私は入ったときからその問題をつついたら、誰も答えてくれなかった。

そういうことで、正確な情報を出してもらいたい。それで選挙でも何でも戦って、皆さんどうですかと判断してもらうのは私は構いません。あと何十億円、20何億円かの借金だって、恐らく水道の借金だと思う。恐らくこれはあれでしょう、水道の料金からお返しするから、そう問題はないと思うんです。この辺は村長として、この選挙戦にもこういう言い方して、村民にどのように説明なさるか、今一度説明してください。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　お答えいたします。

先ほどお答えしたことと同じになるのですけれども、村債に係る詳細な資料、予算等につきましては、既に誰もが閲覧できるようになっております。そして、村債について、いわゆる地方債というのは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するということで負担する債務であります。主に公共施設の建設事業等の財源とすることができるものとして、地方財政法第

５条に規定をされております。そういう意味では、公共施設の建設事業等は単年度に多額の財源が必要となる訳でございますから、地方債の発行ということは必要になってくるということでございます。

そういったことを私としては、弥彦村の地方債の残高についてお話をしたものであります。ですから、普通会計で31億円、公営企業会計で26億円あるというのは、これは事実であります。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　古川議員。

○６番（古川七郎議員）　だから、間違っているなんて一言も私は言っていないんです。正しいんです。でも、これは企業の借金、個人の借金と違うんです。それを村民はそういうことを知ろうとも、知ろうともじゃない、全部、あなたの選挙のとき、借金があるんだ、大変だ大変だって。事実はそうですけれども、村で返すお金は、今言ったように64％引くということで36％ですか。でしょう。あなた今答えてくれたんだからね。そういうこともちゃんと皆さんに知らせてからやってもらいたい。この数字を言っていることは、間違いとは言っていないですよ。正確な返す金額をちゃんと提示してくださいと言っているんです。ただ上っ面だけでこそこそやったって、私は非常に納得しない。そういうことで、そういう中身、正確なことをちゃんとして、皆さんに知らせてくださいと私はお願いしているんです。

何でこれをやるかということは、私も最近はつくづく感じました。当時の政府の長が頭がいいんですよ。物すごく頭がいいんです。経済的なこと話していると、時間がないから話してやらんけど、だからそういうシステムをつくっているんです。企業ではあり得ないことをやっているんです。その辺を私は皆さんにも説明してもらいたいなと。ただ借金があります、どうだ、こういうやり方は私は非常に不満です。事実違う。中身をちゃんと説明してちゃんとやってくださいと、私はそういうふうにお願いしているんです。今一度その答弁、いかがでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　繰り返しになりますけれども、弥彦村にとっては、そういった意味での村債というものが実際にある訳でございます。弥彦村の財政がとにかく潤沢であり続けられるかどうかというのは、その財政をしっかりと、どういうふうに財源を使っていくかということをしっかり透明性を持って、皆さんと共有をして議論していかなければならないというふうに思っております。

先ほども言いましたけれども、競輪場の改修やいろんな競輪にまつわる経費というのもこれから必要になってまいりますし、それ以外の利益、財政につきましても、しっかりと基金化をしながら適切に分配をしていく、一般会計にもその一部を繰り入れるというふうなことを申し上げているのであって、やはり借金はどこまでいってもある訳でございますので、そこもしっかりと頭に入れながら、適正な財政運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（本多隆峰議員）　古川議員。

○６番（古川七郎議員）　確かに村長の言っていることは一つも間違っていないです、正しい。でも、中身の正しいことを皆さんにお知らせしていないということを私は言いたいんです。借金して悪いなんて一言も言っていないです。その辺が何ぼあなたに問いましても平行線で、一致するところは当たりませんけれども、そういうふうにしてもらいたい。

それで、今は使い道も、宇澤さんのところにお願いしたり、こういうところにお願いして、ちゃんと監査してもらいたい。村でやって、もう１回1,000万円かかっても大丈夫ですよ。10億円で1,000万円というのは１％ですよ。何の問題もないですよ、1,000万円かかろうとも。１年ごとに1,000万円使う、これは請求しませんよ、来ないはずです。そういうことをとにかくやってもらいたい。

特殊なんですよ、これは。特別会計なんです。明確にこれからやってもらいたい。まして今、競輪場なんて、新聞に載ったとおり、競輪場はほとんど前の村長とき出来上がりましたもの。あとのやることはそんなに大きな問題ないです。ところが、何だかんだと、がばがばがばがばがばとは言わないけれども、俺に言わせたらがばがばがばがばがばですよ。これもこれもと追ってくる。今回の議会もそういうのが出てきますよ。俺は反対しますよ。もう少し考えてもらいたい。あるからこういうのが出てくるんですよ。そういうことでやってもらいたいと思います。

それだけもう一回お願いして、村長、頭と言っては悪いけれども、考えを直してください。お願いします。議会として私はお願いします。1,000万円使ったって何てことない。10億円の1,000万円といったら１％ですよ。全然損も何もしません。そのようにお願いしたいと思います。

ちょっと時間がなくなったのであれなんですけれども、そのためのガラス張り、いろんなことをやる。そのために、競輪の半分はやる。一般会計は２億円に決める。それ以上はやらん、よっぽどない限りは。このような硬いあれを持っていかなかったら、先々が心配でなりません。もう一回村長はよく考えてください。そういうのをお願いします。

時間がなくなって質問ができなくなるから、あとは要するに商工会です。これはもう言ったね。

あと、二十歳の集いは、父兄から私も何人も言われました。何で一方的にするんだと。前の村長が11月にやると言ったんです。そうしたら、お子さんを持っている親も子供も、何で何も聞かないでそういうのを決定、やるんだという言い方、何人か私のうちへ訪ねてきてくれて、そういう不満がありました。

こういうものは、それこそ村長が言うように、主役は子供たちと親でしょう。それを抜きにして行政がこうするなんておかしいよ、それは。もう少し話合いをするんだと。一番大事なことを、自分の権限とは言わないけれども、行政が勝手にやっている。おかしいと思いますよ、これ以上私は言いたくないけれども。

デジタル、なぜこれを言うかというと、前の村長はデジタル庁に出張させております、１名。恐らく日本全国の市町村では弥彦村だけじゃないですか。前の村長は先のことを読むから、すぐ調査して、今年１年間行って勉強してくると、相当の知恵を持ってくると私は期待しているんです。だから長たる者、長たる者というのは申し訳ないけれども、社長も同じですよ。先を見る、

これが一番大事なんです。審議会をつくる、検討委員会をつくる、人任せにしたら駄目ですよ。つくるのはいいんですけれども、村長がここまで行くためにこう考えるから、皆さんこういうふうにしてくれと、こういう題を出して審議会をつくってもらいたいと思うんですけれども、村長、その辺いかがでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　お答えいたします。

様々な方の意見をしっかりと聞いた上で、最終的には私自身が判断すべきというふうに考えております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　古川議員。

○６番（古川七郎議員）　違っているとは言わないです。正しいけれども、やはり長というのは、こういうものがあるから審議会をつくって、こういう方向で皆さん討論してくれ、研究してくれというのが正しい。何にもしなくて皆さんにお任せ、審議会をつくります、何をつくりますって、それに従いますだったら長なんか要らないでしょう。社長は要らない。その辺は村長としてよく考えてもらいたい。

あなたの公約はそういう公約ばかり。何のための村長さんか私には理解できないので、その辺をよく考えて、将来こうする、ああすると、頭の中に指示して、それで審議会なりつくると、こういうのは私は大賛成です。何もかも任せて、皆さんやったから、私はそれに従いますじゃ、こんな長はいませんよ。会社だったら、私は倒産会社だと思っている。その辺よろしくお願いします。

時間がないんで、私もあまり質問もできないんだよ。とにかく特別監査をやってください。前もやって答えが出ているんだから、その反省が何もなかったらどうするんですか。それだけお願いして、今回はこれで終わりにさせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（本多隆峰議員）　これで、古川七郎議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（本多隆峰議員）　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は６月22日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時２９分）